

所管課による24年度評価に関する分析

政策経営課	39
職員課	39
くらしの安全課	40
協働コミュニティ課	41
文化のまちづくり課	41
男女平等人権課	42
生活福祉課	43
障害者相談室	44
健康推進課	47
保育課	51
子育て支援課	54
子育て相談室	61
環境計画課	65
緑と水と公園課	66
道路管理課	67
庶務課	68
学務課	69
学校指導課	70
公民館	72
図書館	74
社会教育スポーツ振興課	75

所管課による24年度評価に関する分析				課名 政策経営課					
				(前回)23年度評価に関する所管課の分析					
				<p>☛ 平成22年度機構改革検討委員会の中で、長期総合計画後期計画と合わせて検討することとなっていたが、東日本大震災により機構改革検討委員会が開催されなかったため事業未実施である。今後は平成24年度機構改革検討委員会において検討される。</p>					
No.	施策の分野	施策の取り組みの方向	通番	事業名	進捗率 (%)	進捗率の判断理由	目標とする姿	目標とする姿に関する評価	分析
1	計画の推進のために		211	子ども関連施策の総合調整機能の充実	0	平成24年度の機構改革検討委員会において、検討課題に挙がらなかったため。	総合調整担当部署が明確になっている。	E	この事業は、子ども関連施策に関しての総合調整担当部署を明確にするというものである。組織については、機構改革検討委員会で検討しているが、平成24年度は当委員会での検討課題とならなかったため、進捗率はほぼ0%と言える。しかし、子どもに関連する部署については、現在、子ども福祉部、教育部のどちらかに所属する課が調整を行っている状況である。今後は、分掌事務など総合調整という文言を明確にし、更なるスムーズな調整ができるようにする必要がある。

所管課による24年度評価に関する分析				課名 職員課					
				(前回)23年度評価に関する所管課の分析					
				<p>☛ 特定事業主行動計画に基づく、男性の育児休業取得等の事業について、更に取得拡大を目指す必要がある。未実施である協働事業研修については、「協働の推進に向けた今後の進め方」の策定期限を考慮しつつ、協働コミュニティ課との調整のうえ実施していく必要がある。</p>					
No.	施策の分野	施策の取り組みの方向	通番	事業名	進捗率 (%)	進捗率の判断理由	目標とする姿	目標とする姿に関する評価	分析
1	5 仕事と生活との調和を実現する	① 子育てへの父親参加の促進と男性を含めた働き方の見直し	99	特定事業主行動計画の推進及び啓発	50	男性の育児休業取得率は微増したが、出産介護休業取得率は減じたため50%とした。	出産介護休業については、特定事業主行動計画で取得率100%の目標を掲げている。育児参加休暇についても、対象者すべてが取得することが望ましい。男性の育児休業は、特定事業主行動計画で取得率10%を目標としている。	D	男性の育児休業については、平成24年度に庁内の掲示板で職員の感想を紹介する記事を掲載するなど認知度は一定程度上がってきているものの、出産介護休業、育児参加休暇、育児休業のいずれも取得率は前年度と比較して低下している。したがって、あるべき姿からは遠い段階にあるためD評価とした。今後も休業取得率の向上にむけて職員に啓発していく必要がある。
2	計画の推進のために		210	職員研修の充実	50	入職1～2年次の職員を中心に市民協働の基本的内容についての理解を図ったが、まだ基本段階の理解であるため50%とした。	職員の協働に対する理解を深めるため研修を実施している。	C	平成24年度に実施した「市民協働研修」は、協働に関する基本的な知識を習得する内容であったため、あるべき姿に近づいている段階であるCと評価した。今後は職員がさらに協働に対する理解を深められるような研修内容としていく必要がある。

所管課による24年度評価に関する分析

課名くらしの安全課

前回)23年度評価に関する所管課の分析

● ほぼ50%以上の事業実施であったが、自主防犯活動拠点の設置については、未実施であり、団体の状況把握などから実施していく必要がある。意見交換会は、防犯まちづくり委員会での活動に移行しつつあるので、同委員会ブロック連絡会での意見交換等を充実させる必要がある。

No.	施策の分野	施策の取り組みの方向	通番	事業名	進捗率 (%)	進捗率の判断理由	目標とする姿	目標とする姿に関する評価	分析
1	9 健康で文化的な生活が保障されるまちをつくる	⑤ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	193	防犯パトロールの実施	60	自主防犯活動団体数は若干増加している。職員による青色防犯パトロールは実施者証所持者を増やす必要がある。	各地域で防犯パトロール等が活発に行われる。	C	防犯まちづくり委員会を中心に防犯パトロール活動団体の新たな形成などが行われている。平成25年度から職員向けの青パト実施講習会を隔年実施だったものを毎年開催するように変更し、青パトの実施者の拡大を図っている。
2	9 健康で文化的な生活が保障されるまちをつくる	⑤ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	194	防犯まちづくり委員会の設置	50	平成24年度の防犯リーダー養成講習会修了者のうち13人を委員に認定し、目標値の50パーセントに達したため。	防犯まちづくり委員会を中心に、各地域で委員が防犯活動が活発に行われている。	C	防犯まちづくり委員会を市内を東・中・西の3ブロックに分け、各ブロック連絡会で委員相互の情報交換や活動報告を行っている。委員が所属する自治会等では、パトロール回数を増やしたり、新たな自主防犯グループを立ち上げるなどの取り組みを行っている地域もある。
3	9 健康で文化的な生活が保障されるまちをつくる	⑤ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	195	防犯リーダー養成講習会の開催	70	定員30人に対し、受講者が22人であったため。	防犯知識を修得した市民の増加	C	定員30名で講習会を実施しているが、ここ数年は定員に満たない状況がある。受講者拡大に向け防犯まちづくり委員会を通じて地域住民に対し周知を図るなどの取り組みを継続していく。
4	9 健康で文化的な生活が保障されるまちをつくる	⑤ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	196	自主防犯活動団体、PTAとの意見交換会等の実施	0	未実施のため	自主防犯活動団体等の情報共有	C	平成24年度は未実施であったが、平成25年度に防犯まちづくり委員の呼びかけで、一部の小学校で、学校とPTAと地域の一部の児童見守りを行っている方との意見交換の場が設けられた。
5	9 健康で文化的な生活が保障されるまちをつくる	⑤ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	197	事件災害情報の迅速な提供	80	登録者数は目標値等を大きく上回っている。今後も提供する情報の更なる充実と迅速性を確保する。	市民等に防犯・防災情報を迅速に提供する。	B	登録者数は平成26年1月末で約15,000人となった。今後についても不審者情報等について正確で迅速な情報提供を図る必要がある。
6	9 健康で文化的な生活が保障されるまちをつくる	⑤ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	198	自主防犯活動団体による児童の見守り活動の推進	45	昨年と同じ16団体であるため、進捗率についても45%とした。	実施団体数が増加し、各地域で児童の見守りが行われている	C	防犯まちづくり委員会での活動内容においても児童の見守り活動を位置付けている。今後についても、ブロック連絡会において各委員の児童見守り活動の情報交換などを行うことで充実を図る必要がある。
7	9 健康で文化的な生活が保障されるまちをつくる	⑤ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	199	防災行政無線を使用した「子どもの見守り放送」の実施	90	子ども見守り放送は、市民間で定着が図られている。放送をきっかけに活動する団体を増やす必要がある。	子ども見守り放送をきっかけに、地域における子どもたちの見守り活動が行われている。	B	放送をきっかけに買い物や掃除、散歩など気軽にできる防犯活動も広める必要がある。
8	9 健康で文化的な生活が保障されるまちをつくる	⑤ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	200	こどもを守るネットワーク(略称「こどもネット」)への参加	60	昨年と同様に協力事業者が10事業者であったため、進捗率60パーセントとした。	協力事業者が増加し、子どもの見守りが実施されている。	C	今後についても新たな協力事業者を増やすための呼びかけが必要である。
9	9 健康で文化的な生活が保障されるまちをつくる	⑤ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	201	市立小・中学校周辺における自主防犯活動拠点の設置	0	新たな活動拠点の設置ができなかったため	活動拠点数が増加し、各地域の自主防犯活動が活性化している。	E	活動拠点の設置については、既に自主防犯活動団体が既に活動拠点を設けている場合もあり、ニーズを把握する必要がある。

所管課による24年度評価に関する分析

課名 協働コミュニティ課

(前回)23年度評価に関する所管課の分析

2事業ともに、進捗が図れており、市内各地で親子ひろば等市民活動団体による子育て支援事業が展開されている。今後も団体のニーズを把握し、団体支援に努める必要がある。

No.	施策の分野	施策の取り組みの方向	通番	事業名	進捗率 (%)	進捗率の判断理由	目標とする姿	目標とする姿に関する評価	分析
1	1 子どもの権利に対する理解を広め、深める	⑧ 子どもの権利に基づく子育て支援の充実	28	子育て・子育て支援市民活動団体の支援	88	(実績数値/目標数値) × 100 (%)	子どもの居場所づくり等が市民によりおこなれており、その活動が多くの団体に広がっている。	C	本事業は協働コミュニティ課が担当している市民活動センターの設立ミッションと合致していない部分が多く、担当課としてはC評価とした。今後は本計画から割愛していただきたい。
2	10 市民の共助による子育て・子育て支援を進める	① 地域社会における子どものための活動援助	28	子育て・子育て支援市民活動団体の支援	88	(実績数値/目標数値) × 100 (%)	多くの団体が市民活動センターを活用している。	C	同上

所管課による24年度評価に関する分析

課名 文化のまちづくり課

(前回)23年度評価に関する所管課の分析

ほぼ事業進捗が図れている。補助金終了後の検討が必要である。

No.	施策の分野	施策の取り組みの方向	通番	事業名	進捗率 (%)	進捗率の判断理由	目標とする姿	目標とする姿に関する評価	分析
1	7 確かな学力と豊かな心を育む	① 体験学習の充実	143	伝統文化こども教室	100	国庫補助を受けて実施している教室は10団体になった。また、親子で参加できる教室もあり、親子等で伝統文化を学び、体験できる機会を設けた。大人が伝統文化の重要性を認識することによって、その継承者の育成をより推進できるようになる。	伝統文化を次世代に継承するための人材が育成でき、歴史、伝統、文化に対する関心や理解を深め、尊重する態度や礼儀を持った心豊かな人間性が養え、次世代への継承者が増えることにより、市内の文化活動が活発になっている。	B	この事業は市内の文化団体が開く教室で伝統文化を次世代に継承することを目的としている。各教室に市内の小中学生が積極的に参加しており、進捗率は100%と言える。目標とする姿に至っていると考えられるので、B評価をした。今後も継続していく必要がある。

所管課による24年度評価に関する分析

課名 男女平等人権課

前回)23年度評価に関する所管課の分析

各事業ともに、進捗がほぼ図れている。教育委員会や全庁的な連携、商工会等との連携・調整がより密接に図れるよう努める必要がある。

No.	施策の分野	施策の取り組みの方向	通番	事業名	進捗率 (%)	進捗率の判断理由	目標とする姿	目標とする姿に関する評価	分析
1	4 健康に過ごすことができるまちをつくる	③ 思春期の保健対策の充実	90	性の尊重やプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識の普及	50	予算の都合上、高齢者に対してのリプロ講座は開催したが、若年層に向けては実施しなかったため、昨年度と変わらない進捗率とした。	性の尊重や生殖に関する自己決定権について定期的に情報提供や啓発する講座を開催している状態。	C	この事業は、たがいの性を理解し、尊重するための学習機会の提供をするものである。H22年度に児童館と連携した取り組みを行ったものの、H24年度は若年層ではなく高齢者に向けて学習機会の提供を行ったため、昨年度までと変わらない進捗率として50%とした。学校の協力が得られないと児童・生徒への普及が困難なため、今後はどのようにして学校と連携を図ることができるか検討する必要がある。
2	5 仕事と生活との調和を実現する	① 子育てへの父親参加の促進と男性を含めた働き方の見直し	97	男女平等推進行動計画	55	平成23年度から24年度にむけては男女平等人権課主催講座の予算が大幅に削減となったが、内容を工夫し幅広い層が講座を受講できるように企画するとともに、市の男女平等推進施策で課題となっているテーマについて積極的に情報提供した。	市の施策全体をとおして、男女平等に向けた意識改革や男女が共に自立する社会への情報提供や啓発を定期的に行うことができる状態。	C	男女平等推進行動計画は、条例に基づき男女平等社会の実現に向けて、国分寺市において男女平等推進施策を総合的かつ計画的に推進するために策定している(平成20年度～平成28年度を計画対象期間とする)。雇用平等に関する講座等の開催、子育てへの男女共同参画に関する啓発、仕事と子育ての両立を可能にするための情報提供・啓発は、上記行動計画の一分野である。平成24年度には、雇用平等に関しては、女性の起業・再就職支援講座を開催したり男女平等推進センターにおける掲示物による情報提供に積極的に務めた。また、子育てへの男女共同参画は、健康推進課と共催でパパと子どもの料理教室を開催し、お互いのよいところを発見しようという呼びかけを行った。仕事と子育ての両立を可能にするための情報提供・啓発は、ひとり親家庭の困難さ・支援の必要性に関する情報提供を男女平等推進センター発行の情報誌で行った。
3	5 仕事と生活との調和を実現する	① 子育てへの父親参加の促進と男性を含めた働き方の見直し	98	男女雇用平等に関する講座等の開催	55	平成23年度から24年度にむけては男女平等人権課主催講座の予算が大幅に削減となったが、幼い子どもがいる状況でも起業できるという新しい切り口で情報を提供する講座を開催したため。	男女平等推進センター主催事業として雇用平等及び両立支援に関する講座を定期的に開催できる状態。	C	このような取組みを、計画策定当初から、社会情勢・市民ニーズの変化に合わせて毎年切り口を少しずつ変えて実施してきたため、進捗度は目標とする姿の55%位に達していると考えられる。予算が限られている中、多くの市民に効果的に情報を提供するために、来年度は、一回の啓発機会より多くの市民を対象とできるようなイベントの実施をするとよいと考えられる。
4	5 仕事と生活との調和を実現する	① 子育てへの父親参加の促進と男性を含めた働き方の見直し	102	子育てへの男女共同参画に関する啓発	55	平成23年度から24年度にむけては男女平等人権課主催講座の予算が大幅に削減となったが、内容を深め、親子で個性を認め合う講座を開催して好評だったため。	仕事と家庭との調和の意識作りへの情報提供がなされ、定期的に講座が開催されている状態。	C	
5	5 仕事と生活との調和を実現する	① 子育てへの父親参加の促進と男性を含めた働き方の見直し	103	仕事と子育ての両立を可能にするための環境づくり	55	介護等の支援の充実を図るための啓発活動の一環として、遺品整理講座を開催し、多くの市民が参加した。情報誌にシングルマザー・ファザーの子育てについて記事を掲載し、利用可能なサービスなどの情報を提供した。	市内事業者・市民を対象に両立支援や男女雇用機会均等法に関する情報提供や啓発が定期的に行なわれている状態。	C	
6	8 生活困難な子どもと親に対する経済的な支援を増やす	③ ひとり親家庭等の支援	177	男女平等推進センターでの相談事業	85	他部署との連携を積極的に行い、顔が見える関係において相談の引き継ぎなどを行うことができるようになった。	相談員が常駐していて、他部署の相談員と連携ができている状態。	C	この事業は、男女平等推進センターで女性のための悩みごと相談・法律相談・カウンセリングを行うことで、女性の自立支援を図るものである。対象者をひとり親家庭等に限定するわけではないが、平成22年度から悩みごと相談の相談員が常駐し、相談者が希望する時に相談を受けられるようにしている。相談件数自体は平成23年度より減少したものの、他部署の相談員との連携は深まってきており、進捗状況は目標とする姿の85%程度と考えられる。今後は他部署とより深く連携を深めていくとよいと考える。

所管課による24年度評価に関する分析

課名 生活福祉課

前回)23年度評価に関する所管課の分析

事業進捗は図れたが、あるべき姿に関する評価については、低い評価が2事業あった。事業の周知等に努める必要がある。

No.	施策の分野	施策の取り組みの方向	通番	事業名	進捗率(%)	進捗率の判断理由	目標とする姿	目標とする姿に関する評価	分析
16	親や家族も支援する	① 地域における子育て支援サービスの充実	112	四者協議会(地域の児童問題について情報交換及び協議等を行う地域連絡協議会)	85	民生・児童委員の任期に合わせ3年間を一期間として実施している。2年目に当たるH24年度は、小学校区を単位として分科会を行い、活発な意見交換の場となった。最終年に繋げる2年目であるため、85%とする。	地区連絡協議会が、各機関同士が情報共有し、日常から連携が取れるようにするための場となること。	C	この事業は、民生委員、児童相談所、学校及び行政(児童福祉主管)の四者が、年に1回協議会を開催してテーマ(3年を一区切り)に沿った協議を通じて、顔の見える関係を築き、連携を図るものである。平成24年度は2年目の年であり、活発な意見交換の場となった。また、地域の連携については、様々な事例への取組みの積み重ねにより、強化が図られている。
28	生活困難な子どもと親に対する経済的な支援を増やす	③ ひとり親家庭等の支援	174	母子自立支援員による母子相談・母子福祉資金の貸付	90	目標数値40件に対して、40件の実績となった。貸付終了後の償還の取組みが課題であり90%とした。	ひとり親家庭が、自立した生活を送っている。	C	東京都の事業である福祉資金貸付は、福祉的な配慮から一般的に収入が低いひとり親世帯の自立を支援するものである。貸付後の償還については、全ての世帯が順調に進んでいるとは言えない状況がある。貸付中から貸付終了後の一定期間についても、自立に向けた様々な支援が必要である。
38	生活困難な子どもと親に対する経済的な支援を増やす	③ ひとり親家庭等の支援	175	母子生活支援施設入所	100	新規及び継続世帯について、入所措置を実施した。世帯の状況に応じて、市、施設及び関係機関等が連携して、自立に向けた支援を継続的に実施した。	生活上の問題を解決し、子どもと共に各種支援策を利用しながら、自立生活を送る。	B	DV、その他の問題により、子どもの養育が行えない母子世帯について、母子生活支援施設への入所により、施設や関係機関の支援を利用して問題を解決し、自立生活を送ることを図る事業である。面接相談により問題を確認し、当該事業による支援が必要な世帯について、2年間を期間として、施設等と連携し、支援している。
48	生活困難な子どもと親に対する経済的な支援を増やす	③ ひとり親家庭等の支援	176	民生委員による相談	80	相談件数が、目標より多かったが、相談が必要な事例にある程度対応できたと考えられるため。	全委員が子どもとの関わりが持てるよう、関係機関、地域との連携を深めていくこと。	C	地域と行政とのパイプ役である民生委員による相談業務である。民生委員は担当地区内の状況把握を様々な機会を捉えて行っている。個人情報のため行政からひとり親世帯の情報提供が行われている状況にはなく、潜在的な対象者の把握が課題である。
58	生活困難な子どもと親に対する経済的な支援を増やす	③ ひとり親家庭等の支援	178	生活保護	80	生活保護受給者741世帯のうち母子世帯34世帯中、10件の就労相談等を実施し8世帯が就労した。	保護を要する世帯へは必要な保護を行い。受給者の自立助長を支援することにより、生活保護制度から抜け出し、自立生活を送る。	C	この事業は、保護を必要とする世帯に、必要な保護を行うとともに、自立助長を支援していく業務である。10件の就労相談等を実施し、8世帯が就労したため、進捗率は80%とした。しかし、保護からの自立が目的であるが、段階的な就労に留まるなど自立までに至らない世帯が多く、今後の支援方法が課題である。
68	生活困難な子どもと親に対する経済的な支援を増やす	③ ひとり親家庭等の支援	180	母子家庭自立支援教育訓練給付金事業	10	実績0件であった。ホームページへの掲載、チラシの配架及び児童扶養手当現況届郵送時(子育て支援課)にチラシを同封することにより広報に努めており、10%とした。なお、受講者が0であった原因の一つとして、同講座の受講については、雇用保険法に基づく一定の資格を有する者は、ハローワークで実施する同様の制度を優先して利用することが考えられる。	講座を受講して得た能力を活かし、自立生活を送る。	D	この事業は、ハローワークで指定している「教育訓練講座」を受講する場合には、雇用保険法の資格が無い方が支払う受講料の一部を給付するものである。広報周知に努めているが、受講料の一部給付であることやハローワークで実施する同様の事業が優先されることもあり、実績が0件であった。
78	生活困難な子どもと親に対する経済的な支援を増やす	③ ひとり親家庭等の支援	181	高等技能訓練促進費事業	90	新規開始者はなく、支給件数9件は、継続者のみとなった。また、平成24年度末の支給終了者5件について、就職者が3件となったことから、90%とする。	修業により取得した資格を活かし、自立生活を送る。	B	この事業は、就職に有利となる国家資格を取得するために、養成機関で修学する場合、一定期間について、経済的援助を行うものである。修学終了者の多くは、取得した資格を活かして就職し、自立生活を送っている。

所管課による24年度評価に関する分析

課名 障害者相談室

前回)23年度評価に関する所管課の分析

各事業ともに、進捗率が高い。更に、各サービスの利用者の推移を注視する必要がある。サービスの拡大や、手当額の調整などが必要である。

No.	施策の分野	施策の取り組みの方向	通番	事業名	進捗率(%)	進捗率の判断理由	目標とする姿	目標とする姿に関する評価	分析
1	2 育ちの上で困難を抱えた子どもを支援する	① 早期発見と一貫した支援の充実	38	障害者を理解し受け入れる地域づくり	66	地域活動支援センターⅠ型3箇所、Ⅱ型1箇所、Ⅲ型1箇所を設置し、障害者の社会復帰、自立及び社会参加の機会の提供を行っている。	相談支援員などを配置して障害があっても地域で安心して住み続けられるよう、障害の理解を深める普及啓発、社会基盤との連携など様々な支援を行う。	C	身近な地域において、障害者の相談や日中活動する場を提供する事業である。在宅相談を受けるⅠ型地域活動支援センターが目標値に満たないことから、Cと評価した。身近な地域における相談窓口の確保を図る必要がある。
2	2 育ちの上で困難を抱えた子どもを支援する	② 日常生活への支援の充実	42	障害者自立支援法(介護給付費の支給)	95	在宅生活を支える障害福祉サービスであり、申請相談に応じて適正な支援として給付している。	障害があっても地域で安心して自立した生活ができる。	B	在宅生活を支える居宅介護等の障害福祉サービス事業である。利用者数が年々増加しており、達成率が95%であることから、Bと評価した。今後も継続し、HPや障害者のしおりなどにより、制度の周知を図っていく必要がある。
3	2 育ちの上で困難を抱えた子どもを支援する	② 日常生活への支援の充実	43	補装具給付事務事業	71	申請に基づき適正に給付決定を行っている。	身体障害により日常生活動作などに制限が加わる部位を補装具により補うことで、生活の質の向上が図れる。	C	この事業は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために、身体機能を補完し、又は代替する補装具を給付する事業である。成人を含めた全体の給付の中でも、児童の割合が例年5割を超えている。
4	2 育ちの上で困難を抱えた子どもを支援する	② 日常生活への支援の充実	44	日常生活用具事務事業	88	申請により障害特性に応じた日常生活用具を給付している。	日常生活用具を給付することで、障害があっても日常生活が容易にできるようになる。	C	障害があっても在宅での自立した生活を支えるために、自立した日常生活ができるようにする用具や介護する人の介護負担を軽減するための用具等を給付する事業である。技術の進歩や社会情勢の変化に伴う用具の活用により、さらなる在宅生活の支援が期待される。
5	2 育ちの上で困難を抱えた子どもを支援する	② 日常生活への支援の充実	45	コミュニケーション支援事務事業	77	子どもの教育に関する項目における手話通訳及び要約筆記者派遣が増加している。	聴覚障害や視覚障害があるためにコミュニケーションがとれない方に、その障害特性に応じた方法や手話通訳者など人的派遣により、意思疎通を行って自立した社会生活が営めるようになる。	C	聴覚や音声言語等に障害がある方へ手話通訳者等を派遣し、意思疎通を支援する事業である。子どもの教育のほか、保護者が派遣を必要とする場合など、保護者会や学校行事などへの派遣等の実績がある。

6	2 育ちの上で困難を抱えた子どもを支援する	② 日常生活への支援の充実	46	移動支援事務事業	71	移動支援より日中一時預かり事業が増加傾向にある。	ガイドヘルパー派遣を受けて、社会生活上必要な外出をして自立した日常生活や社会参加ができる。	C	社会生活上必要な外出等自立した日常生活や社会参加を促進するためにガイドヘルパーを派遣する事業である。児童への支給決定が45人となっているが、児童の場合、移動支援事業より日中一時預かり事業の利用が多い。
7	2 育ちの上で困難を抱えた子どもを支援する	② 日常生活への支援の充実	47	難病患者等ホームヘルプサービス事務事業	35	利用者より派遣辞退があり、7月より派遣実績なし	ホームヘルパーの派遣を受けることで、日常生活が円滑に営めるようになる。	C	24年度は利用実績なく、25年度からは、障害者総合支援法の施行により、対象者が難病に拡大されたことから、事業としての位置づけが整理されたことにより廃止となった。
8	2 育ちの上で困難を抱えた子どもを支援する	② 日常生活への支援の充実	48	日中時間預かり事業	100	委託事業所の定員増に伴い時間数が増加している。	保護者等に代わって施設等で一時的に預かり介護を行うことで、保護者等には安心を、利用者には日常的な安定した生活ができる。	B	日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び、介護している家族の一時的な休息を目的としている事業である。事業全体の利用も増加しているが、中でも児童の利用は全体のおおよそ7割となっている。
9	2 育ちの上で困難を抱えた子どもを支援する	② 日常生活への支援の充実	49	重度心身障害者(児)巡回入浴サービス	100	7月から9月の夏季期間は週2回の入浴する機会を確保している。	寝たきり状態にある障害者等の体の清潔を確保するとともに、保護者等の日頃の入浴介護負担の軽減を図る。	A	家庭での入浴が困難な障害者等に入浴車を派遣し、障害者の身体の清潔を保持し、家族の負担軽減や安全な入浴を提供する事業である。夏季期間は週2回の入浴する機会を確保している。
10	2 育ちの上で困難を抱えた子どもを支援する	③ 障害のある子どものいる家庭への経済的負担の軽減	53	特殊疾病者福祉手当支給事務事業	100	月額6,000円を支給しており、現在の経済状況に照らし合わせると高額である。市報や障害者のしおりを通し、制度の周知を図っている。	難病に罹患する難病者に手当を支給して、在宅生活での経済的支援を行う。	B	在宅で介護を必要とする難病患者の経済的負担の軽減を図るため、手当を支給する事業である。受給者は年々増加していることから、Bと評価した。難病患者に対する在宅支援サービスの充実に伴い、手当の在り方について検討する必要がある。
11	2 育ちの上で困難を抱えた子どもを支援する	③ 障害のある子どものいる家庭への経済的負担の軽減	54	特別障害者手当等(障害児福祉手当)支給事務事業	100	申請に応じて、その障害状況を医師が適正に審査して受給資格を認定する。	在宅の常時介護を必要とする重度障害者(児)に手当を支給することにより福祉の向上を図る。	B	在宅の常時介護を有する障害者の経済的負担の軽減を図ることを目的とした手当制度である。受給者は年々増加しているため、Bと評価した。今後も制度の周知を継続して行く必要がある。
12	2 育ちの上で困難を抱えた子どもを支援する	③ 障害のある子どものいる家庭への経済的負担の軽減	55	重度心身障害者手当支給事務事業	100	東京都が認定して支給する手当であり、市は申請書類等の受付業務を行う。市報や障害者のしおりを通し、制度の周知を図っている。	重度の障害を有するため常時複雑な介護を必要とする心身障害者に手当を支給して福祉の向上を図る。	B	重度の障害者の経済的負担の軽減を図ることを目的とした手当制度である。受給者は年々増加しているため、Bと評価した。今後も制度の周知を継続して行く必要がある。

13	2 育ちの上で困難を抱えた子どもを支援する	③ 障害のある子どものいる家庭への経済的負担の軽減	56	心身障害者医療費助成事務事業	100	心身障害者(児)に対する受給者証の交付及び医療助成費の支給を行った。市報や障害者のしおりを通し、制度の周知を図っている。	東京都条例に基づいて心身障害者に対する医療費の一部助成を行って、医療費の経済的負担軽減を図る。	B	身体、知的障害者の適切な医療の確保を図るために、医療費の一部を助成する事業である。手帳交付時等に案内を行うなど、制度の周知を図っていることから、Bと評価した。今後の継続し、東京都と連携しながら、制度の周知を図る必要がある。
14	2 育ちの上で困難を抱えた子どもを支援する	③ 障害のある子どものいる家庭への経済的負担の軽減	57	自立支援(精神通院)事務事業	100	東京都が認定、受給者証を交付し、市は申請書類等の受付業務を行う。ホームページや障害者のしおりを通し、制度の周知を図っている。	精神疾患により通院する際の医療費の一部を助成して経済的負担軽減を図る。	B	精神疾患により指定医療機関へ通院する際の医療費の一部を補助する制度である。医療機関への周知が浸透しつつあることから、受給者は年々増加しているため、Bと評価した。今後も継続して、国や東京都と連携しながら、制度の周知を継続していく必要がある。
15	2 育ちの上で困難を抱えた子どもを支援する	③ 障害のある子どものいる家庭への経済的負担の軽減	58	小児精神入院事務事業	100	東京都が認定及び受給者証を交付し、市は申請書類等の受付業務を行う。ホームページや障害者のしおりを通し、制度の周知を図っている。	満18歳未満の入院医療費を助成することで経済的負担軽減を図る。	B	18歳未満の精神疾患により入院している児童に対し、医療費の一部を助成する制度である。受給者は多くないが、必要な方への支援は行っているため、Bと評価した。今後も継続して、東京都と連携しながら、制度の周知を図る必要がある。
16	2 育ちの上で困難を抱えた子どもを支援する	③ 障害のある子どものいる家庭への経済的負担の軽減	59	心身障害者扶養共済事務事業	100	東京都が加入時に健康診査等を実施し掛金の徴収を行い、市は加入及び年金給付申請等の受付業務を行う。ホームページや障害者のしおりを通し、制度の周知を図っている。	心身障害者の保護者に万が一の時に任意加入した年金から残された障害者へ年金が給付される制度	C	障害者の保護者が、死亡または重度障害になった時に、障害者の経済的支援を行うための任意加入年金制度である。障害者のしおりやHPにて、制度の周知を図っているものの加入者が増加していないことから、Cと評価した。今後、東京都と連携しながら、さらなる制度の周知を図っていく必要がある。
17	2 育ちの上で困難を抱えた子どもを支援する	③ 障害のある子どものいる家庭への経済的負担の軽減	60	心身障害者通院通所訓練等交通費助成事務事業	78	手帳交付時に制度の案内をすることにより、身体障害者手帳1・2級(内部障害者の3級の方も含む)または愛の手帳1・2度手帳所持者の78%が登録者となっている。請求に係る手続きが煩雑であるため、より有効な支援としていく必要がある。	心身障害者の通院や機能回復訓練のため医療機関等に通院する際の交通費と社会参加するために要する交通費を助成して経済的負担軽減を図る。	C	障害者の適切な医療を確保するために、通院に係る交通費を助成する事業である。施設入所者や入院中の手帳所持者が登録申請を行わなかったことにより、進捗率は78%となっている。請求件数が少ないことから、Cと評価した。請求手続きが煩雑であることから、請求書の記載内容等見直しを行う必要がある。
18	2 育ちの上で困難を抱えた子どもを支援する	③ 障害のある子どものいる家庭への経済的負担の軽減	61	B型・C型ウイルス肝炎インターフェロン治療医療費助成	100	東京都が受給者証を交付し医療費を助成するであり、市は申請書類等の受付業務を行う。HPや障害者のしおりを通し、制度の周知を図っている。	インターフェロン治療にかかる医療の自己負担限度額を超えた金額を助成して経済的負担軽減を図る。	B	医療機関への制度周知が浸透しつつあり、申請件数は年々増加しているため、Bと評価した。今後も東京都と連携しながら、さらなる制度周知が必要である。
19	8 生活困難な子どもと親に対する経済的な支援を増やす	① 医療費補助の充実	155	難病医療費等の助成	100	東京都が受給者証を交付し医療費を助成するであり、市は申請書類等の受付業務を行う。HPや障害者のしおりを通し、制度の周知を図っている。	難病に罹患している難病患者の医療の一部を助成することで経済的負担軽減を図る。	B	医療機関への制度周知が浸透しつつあり、申請件数は年々増加しているため、Bと評価した。今後も東京都と連携しながら、さらなる制度周知が必要である。

所管課による24年度評価に関する分析

課名 健康推進課

前回)23年度評価に関する所管課の分析

各健診事業や講座等の事業を継続実施し、ほぼ順調な進捗状況である。また他課や他機関との連携を図り事業充実を図っている。小児救急医療・夜間医療体制の整備などについては、調整を図る必要がある。

No.	施策の分野	施策の取り組みの方向	通番	事業名	進捗率 (%)	進捗率の判断理由	目標とする姿	目標とする姿に関する評価	分析
1	1 子どもの権利に対する理解を広め、深める	④ 児童虐待防止・予防対策の充実	11	育児不安を持つ母親支援グループ	0	今年度は休止事業となっており、実施できていないため。	育児不安を持つ母親の不安・孤立感が軽減し、安心して子育てができる。	C	事業休止のため0%としたが、新しい形で25年度事業展開を目指して動いているため、Cとした。
2	2 育ちの上で困難を抱えた子どもを支援する	① 早期発見と一貫した支援の充実	34	心理経過観察事業	90	相談者の状況、ニーズによって1人当たりの利用回数が変わってくる事業であるため、開催回数、相談者数だけでは評価ができない。相談枠に対する受診者の割合から、90%とした。	発達の問題や支援の必要な児のスクリーニングが適切にでき、育児促進への支援や医療・療育への橋渡しが的確にできる。	C	発達障害のスクリーニング、育児促進への支援や医療・療育への紹介を行っている事業である。相談枠に対する受診者の割合から進捗率は90%としたが、相談者の状況やニーズによって利用回数に偏りがあるため回数・相談者数だけでは評価ができない。
3	2 育ちの上で困難を抱えた子どもを支援する	① 早期発見と一貫した支援の充実	35	心理相談ケース連絡会	80	年3回の会議のほか、適時連携の必要な児に対して支援方針の検討が行なえている。	発達支援の必要な児やその保育者が各機関で統一した支援が受けられている。	B	健康推進課やこどもの発達センターつくしんぼ等で対応している個別ケースについて、関係各機関が今後の方針などを話し合う事業である。年3回の会議の他、適時連携の必要な児に対して支援方針が検討出来ている事から進捗率は80%とした。今後も各機関が統一した支援が受けられるために引き続き市内での連携の強化を必要とする必要がある。スクリーニング後の紹介先不足や枠・人員不足がある事が課題である。
4	2 育ちの上で困難を抱えた子どもを支援する	① 早期発見と一貫した支援の充実	36	乳幼児育成事業	90	対象児の継続的支援の方針や発達に応じた適切な処遇が決定できている。加えて保護者の育児不安の軽減につながるなど事業の目的は果たしている。勧奨児者に対する参加者の割合から90%とした。	スクリーニング機能としての健診を経て、心理相談につながった児に対し、この事業(集団での経過観察)を通して児の経過だけでなく、保護者への具体的な助言や支援、的確な処遇の判断ができる。	C	この事業は発達支援が必要な児の経過観察に加え、保護者への具体的な助言や支援を行っている。参加勧奨者のうち90%が参加しているため評価Cとした。引き続き、児の発達の問題に対する保護者の受容度や相談ニーズも考慮しながら支援する必要がある。
5	2 育ちの上で困難を抱えた子どもを支援する	① 早期発見と一貫した支援の充実	37	障害児保健福祉連絡会	90	定期的に連絡会を実施することで、各機関で対応しているケースが、同じ方向性をもって支援が行うことができる。	保健センター・つくしんぼの利用者の情報共有と、スムーズな連携。	B	この事業は2か月に1回の会議実施により、障害児にかかわる市の機関との連携がスムーズに行えている。今後、さらに連携を深められるように継続的に実施していきたい。
6	4 健康に過ごすことができるまちをつくる	① 子どもと親の健康の確保	80	健康に関する各種相談事業	90	産婦・新生児訪問にて約9割の方の把握が行なえており、その後のフォローにつなげられているため。しかし、未把握や転出入も多く、100%把握とは至っていない。	出生後120日以内に全家庭を把握し、必要な支援が受けられている。	C	この事業は生後120日以内に全ての家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス利用に結び付けることを目的としている。約9割の家庭の把握が行えているが、転出入や訪問を希望しない家庭、里帰り中などの理由で100%把握に至っていないため、評価Cとした。この事業で把握しきれなかった家庭は、引き続き、他の健診などで把握していく必要がある。

7	4 健康に過ごすことができるまちをつくる	② 食育の推進	80	健康に関する各種相談事業	80	乳幼児母性健康相談では、希望者が当日相談できなかった場合でも電話相談等を行うことで、相談ができています。新生児訪問では、訪問できていない家庭の状況が把握できていないため、80%とした。	離乳食に対する知識の普及を図り、母子の健康保持・増進に努める。	C	この事業は乳幼児母性健康相談会、電話・面接・訪問を通じて健康を推進する食について知識の普及を図ることが目的である。しかし、すべての新生児の家庭を訪問できていないため評価はCとした。引き続き訪問率をあげ、知識の普及につとめたい。また、様々な機会を通じて食育推進を行いたい。
8	6 親や家族も支援する	① 地域における子育て支援サービスの充実	80	健康に関する各種相談事業	90	乳幼児母性相談の実施場所は2箇所だが、身近な相談場所として市内の親子ひろばで11箇所、14回の相談会を行うことができたため90%とした。	地域の身近な相談場所での相談でき、育児不安の軽減ができる。	B	市内の親子ひろばでの保健師・栄養士・歯科衛生士による育児相談会を実施しており、目標達成できているため評価はBとした。今後も身近な場所での相談会を継続し、親子ひろばとの連携を深めたい。
9	4 健康に過ごすことができるまちをつくる	① 子どもと親の健康の確保	81	乳幼児・妊産婦健康診査、乳幼児・妊産婦歯科健診	85	集団健診の受診率は90%程度であり、健診票をみなおし、要支援家庭の把握や育児支援につながっている。未受診の方も何らかの形で状況把握に努めている。しかし、健診受診者すべてが満足しているとは言えないため85%とした。	疾病や発達の遅れなどの早期発見だけでなく、保護者への育児支援ができています。	C	健診票の変更により母親の子育て感を確認でき、それをきっかけに具体的な状況の確認、必要な方への支援につなげることができた。また、未受診者のアンケート結果の確認を随時実施。健診全体としては、スタッフ間の連携や、情報共有がさらに必要と思われるため、Cと判断した。乳幼児歯科健診では3歳以降の受診者が少ない。う蝕罹患率が増加していく年代のため、周知方法等工夫する必要がある。また、家族ぐるみの育児支援のためには、妊婦歯科健診を効果的に実施することも重要であり今後の課題である。
10	4 健康に過ごすことができるまちをつくる	① 子どもと親の健康の確保	82	健康教育	85	知識の普及啓発だけでなく地域で子育てしていくための仲間作りの場になっている。離乳食講習会と歯みがきクラスはキャンセル待ちになる場合もあるが、それ以外は定員を超えることはない。	身近で相談し仲間づくりができる。健康、育児についての基本的知識を得ることができる。	C	本事業は知識の普及・地域での仲間づくりの場になることを目標としている。進捗率は85%とし、今後内容のさらなる充実・キャンセル待ちの市民への対応など改善点を洗い出し対応していく。
11	4 健康に過ごすことができるまちをつくる	① 子どもと親の健康の確保	83	予防接種	85	種類によって接種率にばらつきがあるが、希望者に対しては全て実施していること、法改正に伴い予防接種の種類を増やして対応しているため85%とした。	対象年齢時に必要な予防接種を接種する行う。	C	この事業は予防接種法令で対象年齢等が定められている事業である。対象者には通知し、市報やホームページ等でも併せて周知を行っているため、希望者が接種できるような環境整備は整っていると考えられる。進捗率としては85%として、「目標とする姿に関する評価」に関しては、あるべき姿に近づいているとの評価をした。今後も法令改正が予測されるため、もれなく対処する必要がある。
12	4 健康に過ごすことができるまちをつくる	① 子どもと親の健康の確保	84	低出生体重児の届出・未熟児訪問	80	届出数に対する訪問の割合とした。入院が長引くなどすぐに訪問できないこともある。	・小さく生まれた児が、健やかに成長していくことができる。 ・不安の大きい親が、安心して子育てできる。	C	病院からの連絡を受け、退院前より家族と連絡を取り合っている。しかし、全件把握できる仕組みやマンパワーは今後の課題。

13	4 健康に過ごすことができるまちをつくる	② 食育の推進	86	各種栄養関連事業 (離乳食講習会・両親学級・食育講座など)	80	定員のある事業の参加率を平均すると75.9%のため進捗率80%とした。	妊婦・乳幼児・保護者の健康の保持・増進	C	本事業は、それぞれの対象への知識、将来の健康についての考える機会、母子事業についてはそれらに加えて地域の仲間づくりの場の提供ができた。また土曜日開催にすることで参加者が増加した。今後は、内容をさらに充実させ、参加できなかった市民の方への対応についてのフォロー体制を改善していく。
14	4 健康に過ごすことができるまちをつくる	② 食育の推進	87	個別栄養相談	90	どの事業においても質問時間・個別相談時間を設け、希望者が相談できるよう配慮し、対応している。	妊婦・乳幼児・保護者の健康の保持・増進	C	相談をつなげ、健康を維持する食事についての考え方を提供することが目的。相談者の年齢幅が広いことが特徴のため、様々な相談者への対応力を充実させることと事業日程に合わない市民の方への対応がさらなる課題。
15	4 健康に過ごすことができるまちをつくる	② 食育の推進	88	国分寺市栄養士連絡会	100	予定通り2回開催。24年度より保健所もメンバーに入ること、東京都からの情報提供をしてもらうことができ、さらに充実した。	関係機関との連携を図り、継続的な食育活動を推進する。	B	保健所の参加による情報提供の充実、関係機関との連携により情報共有や継続的に食育事業が実施できた。このことから同様に年2回の実施は必要と思われる。
16	4 健康に過ごすことができるまちをつくる	③ 思春期の保健対策の充実	91	喫煙及び薬物乱用防止に関する指導の充実	50	薬物乱用防止ポスター・標語の応募数(中学生対象)が僅かながらも増加しており、中学生への啓発には一定の成果があったと考えられる。他世代においては、成果が把握しづらいが、更なる情報発信が必要と考える。	各年代に対して幅広く啓発活動を行い、薬物乱用を防止する。	C	本事業は、東京都薬物乱用防止推進国分寺地区協議会を中心に、都・警察等と連携を図り、薬物乱用防止の普及啓発(ポスター、リーフレット、啓発物の配付等)を実施している。普及啓発の効果を実数で把握するのは難しいが、薬物乱用防止ポスター・標語事業の応募数状況等から一定の効果があつたと判断している。昨今薬物乱用の低年齢化が問題となっており、今後は小学生に対してもポスターの配布等啓発活動を広げていきたい。
17	4 健康に過ごすことができるまちをつくる	④ 小児医療の充実	93	休日診療事務事業	100	医科休日2ヶ所・準夜1ヶ所 歯科休日1ヶ所・準夜1ヶ所で診療を行っている。医療体制において市民が安心して生活できる環境は確保出来ている。	医療体制が整備され、子どもから高齢者まで市民が安心して生活できる環境である。	C	本事業は、今年度より医科・薬科の連携が始まり、おおむね調剤の安定供給ができたと思われる。子どもから高齢者まで安心して生活できる医療体制を整備する上では、引き続き小児救急も併せて推進していく必要がある。
18	4 健康に過ごすことができるまちをつくる	④ 小児医療の充実	94	歯科医療連携	60	事例検討会・講演会を実施し他部署と連携が円滑となることで歯科医療連携に寄与している。全体の相談件数は増加しているが、潜在的なニーズはさらにあると考えて60%とした。	歯科診察や相談を必要としている市民のニーズに応え、歯や口に関する不安を軽減することができる。	C	歯科医院を見つけることが困難な障害者(児)等への相談や、歯科医院を紹介する事業だが、事業の周知や関係機関との連携が不十分だと考えられる。幼児期からのかかりつけ歯科医定着のためにも、市民への積極的広報活動や関係機関との関係性を深める必要がある。
19	4 健康に過ごすことができるまちをつくる	④ 小児医療の充実	95	小児救急医療	0	未実施であるため、0%とした。	平日夜間・休日における子どもへの救急医療体制が整備されている。	E	近隣に小児総合医療センターや夜間診療を行う小児科があることなどから、市としてまだ調整できていない施策として今後の方向性と対応を協議し、取り組む必要がある。
20	5 仕事と生活との調和を実現する	① 子育てへの父親参加の促進と男性を含めた働き方の見直し	100	両親学級(平日・土曜クラス)	80	地域での仲間づくりや専門職による相談につながり、育児不安、虐待防止のきっかけとなる。評価については数値化しづらい。	地域での仲間づくりや専門職による相談につながり、育児不安、虐待防止のきっかけとなる。	C	平日に実施していた内容(栄養・歯科)を土曜日参加希望者にも提供するため、事業の一部組換えをH25に計画した。土曜日開催によりパートナーの参加、同窓会も夫婦で参加することで先輩⇄後輩の情報共有が効果的に実施できつつある。

21	6 親や家族も支援する	① 地域における子育て支援サービスの充実	108	乳幼児母性健康相談事業	90	幼児母性健康相談の相談総件数は、昨年度より減少しているが、身近な相談場所として市内の親子ひろばで相談会の回数を増やすことができた。	地域の身近な相談場所で相談でき、育児不安の軽減ができる。	B	地域の身近な施設等を相談の場所として活用できるよう、相談回数を拡大した。今後、施設の状況、利用者のニーズに応じて相談回数・相談の内容等を検討していく必要がある。
22	8 生活困難な子どもと親に対する経済的な支援を増やす	① 医療費補助の充実	154	保健指導票の交付	80	申請してきた対象者には交付を行った。しかし、全ての対象家庭を把握できているのはわからないため、80%とした。	経済的な理由があっても、全ての妊産婦・乳児が必要な保健指導を受け、健康を保つことができる。	B	妊婦健康診査受診券が妊娠届時に14回分発行されており、必要な保健指導(健診)はそれではまかなわれている場合が多い。今後も交付希望者の状況を把握する必要がある。
23	8 生活困難な子どもと親に対する経済的な支援を増やす	① 医療費補助の充実	156	小児慢性疾患の医療費助成	80	個人の疾患の情報を得ることはできず、対象者の把握ができないため80%とした。	対象者の把握はできないが「マル乳」「マル子」「小児慢性疾患」のいずれかの医療費助成制度の適用を受けることで医療費の軽減を受けている。	C	本事業は、満18歳未満で小児慢性疾患対象疾病に罹患している方に当該疾患の治療に要する医療の給付等を行う。市として個人の疾患の情報を得ることはできず、対象者の把握ができないため進捗率は80%としたが、例年同程度の申請者数で推移しているため一定の効果があったと判断している。都の受任事務であり、窓口事務のみ行っているため市での課題は特にないが、今後も申請受付時のチェックなどを慎重に行い適正な処理に努める。
24	8 生活困難な子どもと親に対する経済的な支援を増やす	① 医療費補助の充実	157	大気汚染健康障害者医療費助成	80	個人の疾患の情報を得ることはできず対象者の把握ができないため80%とした。	対象者の把握はできないが「マル乳」「マル子」「大気汚染」のいずれかの医療費助成制度の適用を受けることで医療費の軽減を受けている。	C	本事業は、気管支ぜんそく及びその続発症に罹患している方に対して対象疾病の医療費を助成する。市として個人の疾患の情報を得ることはできず対象者の把握ができないため進捗状況は80%としたが、申請者数は増加傾向にあり一定の効果があったと判断している。都の受任事務であり、窓口事務のみ行っているため市での課題は特にないが、今後も申請受付時のチェックなどを慎重に行い適正な処理に努める。
25	8 生活困難な子どもと親に対する経済的な支援を増やす	① 医療費補助の充実	158	養育医療給付	60	乳幼児医療制度を利用した場合と本人の負担額が変わらず「医療補助の充実」という観点での評価は難しいため60%とした。	申請者が制度の内容を理解し、マル乳の申請と合わせて1回で申請が済む状態。デメリットになっている食事代を市費で賄う。	D	本事業は、未熟児で、医師が入院養育を必要と認めた方に対し必要な医療の給付を行う。平成24年度までは都からの受任事務で窓口事務のみ行っていたが、25年度より支給認定、支払等を含めた全ての事務が市へ移譲された。現行では乳幼児医療制度を利用した場合と本人の負担額が変わらず「医療補助の充実」という観点での評価は難しいため進捗率は60%とし、市民が養育・マル乳について2つの窓口で手続きを必要とするなどのデメリットが生じていることを考慮してD評価とした。今後はワンストップサービスや医療費の自己負担分に関する内部相殺など、市民のメリットが生じるよう事業の在り方を整理する必要がある。
26	8 生活困難な子どもと親に対する経済的な支援を増やす	② 児童手当等の充実	166	母子栄養食品支給	80	申請者への受給は適切に行ってきたが、申請者のうち、受取りに来ない人も多いため、対象者のニーズに合わない面があると考えて80%とした。	所得に左右されることなく、すべての乳幼児が十分な栄養を摂取できている。	B	本事業は、今年度より事業名を「乳児栄養食品」に改名されている。平成23年度の申請者で支給が終了しており、平成24年度は申請者がなく、引き続き事業の廃止を検討してもよいかと思われる。

所管課による24年度評価に関する分析

課名 保育課

前回)23年度評価に関する所管課の分析

待機児童への対応は進められた。保育園での、病児・病後児などの多様な保育ニーズへの対応が、更に必要である。

No.	施策の分野	施策の取り組みの方向	通番	事業名	進捗率 (%)	進捗率の判断理由	目標とする姿	目標とする姿に関する評価	分析
1	2 育ちの上で困難を抱えた子どもを支援する	② 日常生活への支援の充実	50	障害児保育事業	100	21施設のうち17施設で実施した。実施施設は昨年度より減少しているが、未実施の園でも体制を整え、受入れ準備はできていた。 年間で受入れた児童数は31人から44人に増加した。どの園でも受入れる体制ができていたため100%とした。	21施設の保育所において障害児保育を実施することにより、保育所に申し込むすべての障害のある児童に対し、日常生活の支援が充実している。	B	この事業は、一人でも多くの障害のある児童を認可保育所で保育することで児童の健全な育ちと保護者の就労等の支援をするものです。市内の全園で実施することとしていますが、健全児も含めた各園の定員が満員の場合には障害のある児童でも入所できないことから、全園で実施することはできませんでした。実施していない園にも実施できる体制は整っていることから達成度100%、B評価とした。
2	6 親や家族も支援する	③ 多様な保育サービスの展開	50	障害児保育事業	95	障害のある児童の入所には加点があるが、きょうだいに障害がある児童の入所については考慮していなかった。入所基準検討会を開催し、そのような例の場合にも加点を設け入所しやすくすることで、障害のある児童をもつ保護者や家族への支援を強化した。今後も他の支援策を模索していくことから、その余地を残し95%とした。	21施設の保育所において障害児保育を実施することにより、多様な保育サービスが展開されている。	C	障害のある児童の入所と、きょうだいに障害がある児童の入所について入所基準検討会で検討し、加点を設けることとした。新基準は25年度の入所から適用するため24年度の申込者には影響ないことや、障害のある児童をもつ保護者や家族への支援を強化する他の支援策を模索し続けていくこととしたため達成度95%、C評価とした。
3	6 親や家族も支援する	① 地域における子育て支援サービスの充実	114	保育所地域支援事業	95	公立、私立とも程度や内容に差はあるが実施していることから、さらなる回数の増の余地を残し95%とした。	全ての保育施設が在園児だけでなく、地域の子育て世帯やその児童に対しても子育て支援を行い、在園児との交流を図る。	C	保育所には児童福祉法や保育所保育指針で地域での子育て支援に努めるよう規定されている。そのため公立園では「きてみてあそぼ」や園庭及びプールの開放などで入所していない児童にも園児と同様の遊びの場の提供や、遊ぶ状況を見ながら保育士や専門職が保護者の相談に応える機会を設けている。 私立園でも公立と同様に地域支援を行う施設が多く、新たに開園した園では、地域支援のためのスペースを用意するところも多い。
4	6 親や家族も支援する	② 保育所等への受け入れ児童数の計画的拡充	117	保育所定員数の適正化	95	26年度の目標定員2,100人に対し1,997人まで増員したので95%とした。しかし待機児童の解消には至っていない。	保育に欠けることから入所を希望する児童全員に、保育所での保育の機会を提供する。	C	新定義待機児童数が平成22年74名、23年39名、24年19名と順調に数を減らしている。しかし待機児童数0人にはなっていないことから達成率を95%、C評価とした。

5	6	親や家族も支援する	② 保育所等への受け入れ児童数の計画的拡充	118	認証保育所事業(増設)	66	施設数に変化はなく、目標の6施設まであと2施設のため4/6として66%とした。 今後の国の新制度実施で都が認証保育所をどういう方向に進めるのかの方針が未確定のため、整備には着手していない。	認証保育所数が充実し、多様な保育スタイルが提供されている。	C	駅に近く長時間開所や低年齢児を多く受け入れる認証保育所は、都市部の保育を維持する上では必要なものと考えるが、市は認可保育所の増設を方針としていること、認証保育所が国の新制度の中で方向性が不明なことから新設には着手しなかった。そのため評価も前年同様とした。
6	6	親や家族も支援する	② 保育所等への受け入れ児童数の計画的拡充	119	家庭福祉員事業(増設)	83	施設数に変化はなく、目標の6施設まであと1施設のため5/6として83%とした。	家庭的保育の希望者に家庭的な雰囲気の中、良好な保育環境が提供できている。	C	開設希望者もいるが、場所や施設の問題でいまだに開設には至っていないため、前年同様の評価とした。
7	6	親や家族も支援する	② 保育所等への受け入れ児童数の計画的拡充	120	待機児童解消のため認可保育所の増設	95	施設数22(うち分園2)箇所設置。施設数ではほぼ目標数を達成した。定員も25年度には目標数を達成する見込みであることから95%とした。	保育に入所を希望しながら入所できない待機児を0にする。	C	認可保育所の設置を積極的に進め、平成24年度中も1園新設、1園移設を実施し、25年4月に開園することができた。翌年度にも設置計画があるため、いきいき計画の定員目標数値は達成できる予定。翌年は達成率100%、評価B以上を目指す。
8	6	親や家族も支援する	② 保育所等への受け入れ児童数の計画的拡充	121	保育施設の質の向上	66	専門職による施設巡回・指導は回数を増やし、訪問先から好評を得ている。 基幹型保育所3園を中心に保育所の質の向上を図るため、基幹型保育所システムWTで研修や評価制度の検討を行った。この検討のための期間3年のうち2年が経過したことから2/3の66%とした。	巡回指導、研修会の実施だけでなく、体系的な保育の質向上が図られている。	C	基幹型保育所WTによる検討が進み、試行実施できるものから実施し、私立園からも好評を得ている。各基幹型保育所エリア内での連携、協力体制もできつつあることから、事業の実施が順調であるという意味での評価とした。
9	6	親や家族も支援する	② 保育所等への受け入れ児童数の計画的拡充	122	ひかり保育園本園舎建設事業	66	設計作業を完了し建築工事に着手したため、残るは備品購入と建築工事の監督、引越し作業となった。 3年をかけて行っている事業の2/3が終了したことから66%とした。	園舎が完成し、保育を開始している。	C	園舎建設に着手し、工期に遅れもないことから、事業の実施が順調であるという意味での評価とした。
10	6	親や家族も支援する	② 保育所等への受け入れ児童数の計画的拡充	123	認可外保育施設保育料助成事業	96	助成対象1,977人に対し1,897人から請求があり助成したことから1,897人/1,977人で96%とした。	助成対象者全員に助成金を支払う。	C	事業の目的はほぼ達成しているが、対象者全員に支払うことができなかったことから達成率96%、C評価とした。9月と3月の年2回支給だが、途中退所、市外転出者には随時支払うことも検討する必要がある。
11	6	親や家族も支援する	③ 多様な保育サービスの展開	125	延長保育事業	95	平成24年度に新園が2園開園。 1時間延長の目標数11箇所にに対し実施施設12箇所と目標達成しているが、2時間延長が目標数10箇所に対し9箇所となったことから、1時間延長100%、2時間延長90%で計95%とした。	対象施設のうち約半数で2時間の延長保育を実施している。	C	事業の目的はほぼ達成しているが、2時間延長の施設数が1施設足りないことから達成率95%、C評価とした。 ただし、2時間延長が全ての児童・保護者に必要ではないことから、各園に寄せられる保護者の要望を聞きながら延長時間の設定をすべきと考えている。

12	6 親や家族も支援する	③ 多様な保育サービスの展開	126	産休明け保育事業	77	平成24年度に新園が2園開園。 それにより目標の18施設に対し14施設が実施していることから、14/18で77%とした。	市内全施設での産休明け保育の実施。	C	開園時期の古い公立・私立保育園に未実施園が5園あるため達成率は低い。しかし、近年開園している私立園は全て産休明けから保育を実施している。 公立保育園は民営化時期に合わせ実施し、古い私立保育園に対しても実施を依頼することで目標達成を図りたい。
13	6 親や家族も支援する	③ 多様な保育サービスの展開	127	一時・緊急一時保育事業	100	市の補助事業としての緊急一時保育、一時保育の施設数に変化はない。園の自主事業によるものを含めると目標の9施設を達成しているため100%とした。	市内に適切な実施園数が確保されている。	C	施設数としては目標を達成しているが、いつでも、どこでも、だれでもが使いやすいものにするために、更なる充実を図る必要がある。 特に緊急一時保育の利用者数が増加しており、空きが少ないことから実施施設数を増やす検討をする必要がある。
14	6 親や家族も支援する	③ 多様な保育サービスの展開	128	認定子ども園運営事業	0	施設がないことから0%とした。	幼保連携し一体となった施設も多様な保育の一つとして設置する。	E	新たな施設を開設する際、文科省と厚労省の両管轄が絡むため面倒なこともあり、なかなか設置が進まない状況にある。 国は平成27年度以降の新制度では教育と保育の一体化、幼保連携を打ち出し、開設に向けての手続きが簡略化される。それ以後、市内幼稚園、保育園の意向なども聞きながら進めて行く必要がある。
15	6 親や家族も支援する	③ 多様な保育サービスの展開	129	病児・病後児保育事務事業	85	病後児保育室のうち1施設で病児保育も実施することとなったことから、病児保育は達成で100%、病後児保育は3施設/4施設として75%、計85%とした。	市内に病児保育・病後児保育を実施する保育所を確保する。	C	病児保育の開始によりその目標は達成できた。しかし市内中央部に1施設だけということから市内全域の児童に使いやすい施設かというところでは引き続き検討していく必要がある。 病後児は、建設中のひかり保育園に病後児保育室を設置する。施設のなかった西地区への設置の目途がついたことからC評価とした。
16	8 生活困難な子どもと親に対する経済的な支援を増やす	② 児童手当等の充実	173	幼児養育費補助金交付事業	0	制度を廃止したことにより進捗率は0	補助金の対象となる児童の保護者すべてに補助金を支払っている。	E	幼児養育費を支給する制度は23年度末をもって廃止となったため24年度は実績なし。 新しい施設の設置で保育所に入所しやすくなり保護者の就労支援が進んだこと、こども手当の支給などのこの制度に代わるものが増えていることから、この制度の目的は達したと判断している。

所管課による24年度評価に関する分析		課名 子育て支援課							
前回)23年度評価に関する所管課の分析									
<p>▶未実施の事業数が多い。子どもの権利に関する条例制定後に実施する事業や、児童館事業の充実、学童保育所事業の充実、他自治体との広域的な展開など、早急に検討・結果を出すべきではあるが、アウトソーシングの実施による結果待ちの事業内容もある。</p>									
No.	施策の分野	施策の取り組みの方向	通番	事業名	進捗率(%)	進捗率の判断理由	目標とする姿	目標とする姿に関する評価	分析
1	1 子どもの権利に対する理解を広め、深める	① 子どもの権利と「(仮称)子どもの権利と未来を守ろう条例」の普及啓発の取り組み	3	子どもの権利に関して、子どもを含む市民への普及・啓発	0	「(仮称)子どもの権利と未来を守ろう条例」の議会審議に費やし、普及啓発活動は実施しなかったため。	子どもの権利の普及啓発が図られ、健やかに成長できるよう、地域で子どもが見守られている。	E	「(仮称)子どもの権利と未来を守ろう条例」の制定後の事業実施を見込んでおり、未制定だったためE評価とした。
2	1 子どもの権利に対する理解を広め、深める	① 子どもの権利と「(仮称)子どもの権利と未来を守ろう条例」の普及啓発の取り組み	4	子どもの権利に関して、市職員への普及・啓発	0	「(仮称)子どもの権利と未来を守ろう条例」の議会審議に費やし、普及啓発活動は実施しなかったため。	普及啓発が図られて、各施策の実施にあたっては、子ども自身の意見を聴取したり、またそれを反映させるなど子どもの視点に立っている。	E	
3	1 子どもの権利に対する理解を広め、深める	⑦ 子どもの発言・参画の機会の拡充	4	子どもの権利に関して、市職員への普及・啓発	0	「(仮称)子どもの権利と未来を守ろう条例」の議会審議に費やし、普及啓発活動は実施しなかったため。	子ども関連の施策や事業を決定する際には、子どもに参画の機会を設けて発言を求めたうえで進めている。	E	
4	1 子どもの権利に対する理解を広め、深める	① 子どもの権利と「(仮称)子どもの権利と未来を守ろう条例」の普及啓発の取り組み	5	子どもの権利に関して、市内施設関係職員への普及・啓発	0	「(仮称)子どもの権利と未来を守ろう条例」の議会審議に費やし、普及啓発活動は実施しなかったため。	子どもの権利の普及啓発が図られ、子どもにとって安全で安心して過ごせる環境が整っている。	E	
5	1 子どもの権利に対する理解を広め、深める	③ 子どもの居場所づくりの充実	9	子どもの居場所づくりに関する市民ワークショップの開催	75	23年度は「公園」「プレイステーション」について取り上げ、他の居場所についての議論の余地があると判断し進捗率50%とした。24年度は「放課後子どもプラン」について話し合ったため、75%とした。	子どもの居場所として考えられるすべての場所について話し合わせ、一定の結論を出している。	C	子どもの居場所の意義や必要性について2か年にわたり議論され、参加者同士の意識は高まった。今後はこのワークショップで話し合われたことが市職員や市民にいかん浸透させていけるかがポイントである。
6	3 子どもが「居場所」と思える地域・子ども施設・学校を増やす	③ 公共施設等の中高生の利用機会の拡大	9	子どもの居場所づくりに関する市民ワークショップの開催	5	中高生の居場所について議論が深まることがなかったため、昨年度の進捗率のままとした。	中高生の居場所について議論がなされている。	D	
7	11 市民と市の協働で子育て・子育て支援を進める	① 市と市民との協働による協働事業等の取り組み	9	子どもの居場所づくりに関する市民ワークショップの開催	100	ワークショップには関係課の職員も参加して意見交換を行い、報告書を市長に提出した。	さまざまな世代の市民がワークショップに参加している。	B	
8	1 子どもの権利に対する理解を広め、深める	④ 児童虐待防止・予防対策の充実	10	親子ひろば事業の拡充	55	円卓会議をとおしてスタッフの共通認識が高まり関係機関との連携も高まっているが、相談や虐待予防の観点でのネットワーク構築などまだ課題が多いため	相談に対して、すべての親子ひろばスタッフが、適切な対応しており、相談者も相談することで、気持ちが楽になったり、適切な支援を受けられるきっかけを得られるなど、相談することで利益が得られている。親子ひろばと関係機関が適切に連携している。	C	スタッフの力量や関係機関との連携について、さらなる充実が必要であるため。
9	1 子どもの権利に対する理解を広め、深める	⑧ 子どもの権利に基づく子育て支援の充実	10	親子ひろば事業の拡充	50	学童保育所・集会室・店舗など活用して実施しているが、施設同士の情報共有や研修など実施していく必要がある。	現状では、ばらつきのある親子ひろばの利用状況や質が、全体的にボトムアップし、どこのひろばも、質の高い支援をしている状況。	C	親子ひろばの利用状況やスタッフの力量に差があるため。
10	2 育ちの上で困難を抱えた子どもを支援する	① 早期発見と一貫した支援の充実	10	親子ひろば事業の拡充	50	親子ひろばでのミニ相談会の実施。スタッフ研修など行い、必要に応じて関係機関との連携を実施していくが、ひろばなどにも出向けない親子もいるため	すべての親子ひろばスタッフが、発達に関する基本的な知識をしっかりと持ち、関係機関とも連携して、必要に応じた支援を行える状況	C	スタッフの力量や関係機関との連携について、さらなる充実が必要であるため。

11	4 健康に過ごすことができるまちをつくる	① 子どもと親の健康の確保	10	親子ひろば事業の拡充	50	健康推進課などと連携して情報提供などを行うが、子どものみならず親御さんへのケアについても研修や情報共有が必要。	すべての親子ひろばスタッフが、子どもの病気や予防接種、妊娠期の身体・精神状況など子どもと親の健康に関する基本的な知識をしっかりと持ち、関係機関とも連携して、必要に応じた情報提供や支援を行っている状況	D	スタッフの健康に関する力量のレベルアップが必要なため、及び健康に関する専門家による相談事業の展開等が必要であるため。
12	6 親や家族も支援する	① 地域における子育て支援サービスの充実	10	親子ひろば事業の拡充	70	土曜日開催については、自主事業として開催している。今後、市のひろばにおいても開催し利用者の動向確認していく必要がある。	外に出ることが苦手で、家に引きこもりがちな親子や、平日働いていて地域の活動に関わりづらい親子など、様々な状況の親子が親子ひろばを利用し、近所に子育て仲間がいて、地域で子育てできる環境となっている。すべての親子ひろばで、適切な対応、支援がなされている。	C	家に引きこもりがちな親子への働きかけについては、対応が難しいが、検討の余地があるため、及び土曜日開催について、一部での実施に止まっているため。
13	11 市民と市の協働で子育て・子育て支援を進める	① 市と市民との協働による協働事業等の取り組み	10	親子ひろば事業の拡充	80	協働の親子ひろばについては市と事業者でお互い評価を実施しながら、市の役割・事業者の役割について確認し、事業の見直しなどを実施していく	現状の協働関係を維持しながら、全庁的に市民の意見がより反映されることで、市と市民が一緒に課題を解決しながら、親子ひろばをはじめとした、子育てしやすい環境が実現されている状況	C	スペースの確保や広報等、市の役割をさらに果たしていく必要があるため。
14	1 子どもの権利に対する理解を広め、深める	⑥ 子ども自身の組織や活動の支援	17	児童館での中高生自身の活動の支援や中高生向け事業	50	中高生の利用もあり、発表の場もあるが、中高生のコンスタントな利用が難しいため	子ども自身の組織や活動の支援しているか。	C	中高生の活動を支援するような取り組みが少ないため。
15	1 子どもの権利に対する理解を広め、深める	⑦ 子どもの発言・参画の機会の拡充	26	児童館における、ボランティア受け入れ事業	100	ボランティアの登録人数が減少傾向にあるが、従来通りボランティア・職場体験・実習生の受け入れは実施しているため。	ボランティア、体験学習の中学生、実習生が、児童館事業に参画し、主体的に活動している。	B	ボランティア、体験学習の中学生、実習生が、児童館事業に参画し、主体的に活動しているため。
16	1 子どもの権利に対する理解を広め、深める	⑧ 子どもの権利に基づく子育て支援の充実	27	子ども野外事業	70	11箇所(小学生向け6箇所・乳幼児向け5箇所)の数値目標に達しないため。	協働事業による事業委託であり、その委託先のスタッフは、子どもたちが公園へやってきて、存分に遊び、時に子どもの声に耳を傾け寄り添うという高いスキルをもって事業実施している。実施公園ごとに、子どもの権利に基づく視点を持って行っていく。	C	委託先スタッフの力量は高く、子どもの健やかな育ちに貢献しているが、市の広報活動が不足等により、事業自体を知らない子どもも多くいるため。
17	3 子どもが「居場所」と思える地域・子ども施設・学校を増やす	② 子どもの遊び場・公園等の整備	27	子ども野外事業	40	子どもたちの屋外活動の体験が充実しているが、まだまだこの活動の広報が行き届かずにいるため	小学生向け6箇所、乳幼児向け5箇所で開催され、市内全域で身近な場所で利用できるようになっている。	C	実施場所の増加が図れていないため。
18	7 確かな学力と豊かな心を育む	① 体験学習の充実	27	子ども野外事業	70	すぐには数値として結果が出にくいところではあるが、確実に体験の場として定着してきつつある。参加者の広がりがほしい。	野外で体を動かして遊ぶ中で、子どもの身体機能が自然に向上する。火おこしから、調理までの体験などで、生活に必要な知恵や調整力が身に付く。	C	今では普段の遊びの中では経験できないような火を扱う体験や工具を使用した木工などを実施しており、貴重な体験の場となっているが、参加者の広がりが少ないため。
19	11 市民と市の協働で子育て・子育て支援を進める	① 市と市民との協働による協働事業等の取り組み	27	子ども野外事業	70	協働について、課題整理をし、職員会議など有効に活用していくことが望ましい。	市と市民との協働による協働事業等の取り組みを行っていく。	C	公募型協働事業として事業を展開しているが、市の役割として広報等を充実し、より多くの子どもの参加を図る必要があるため。

20	1 子どもの権利に対する理解を広め、深める	⑨国分寺子ども白書の刊行	29 「国分寺子ども白書」の刊行	50	21年度発行の白書(子どもの居場所について調査)を活かし、子どもの居場所づくりに関する市民ワークショップを23年度に引き続き昨年度も開催した。白書を活かした事業を実施したため50%とした。	白書が発行され、その内容が次期の計画策定に寄与している。	D	21年度以降、発行していないが、国が進める子ども・子育て支援新制度(平成27年度～)スタートに先立ち、市民向けのアンケートを実施する予定で、あるべき姿の考え方に近い動きがとれるものとする。しかし、現時点では具体的な取り組みを行っていないため、D評価とした。
21	2 育ちの上で困難を抱えた子どもを支援する	②日常生活への支援の充実	39 学童保育所中学生障害児保育	50	新たに第一光町学童保育所にて中学生障害児保育を実施し、定員は8人となるが、方針の検討は実施していないため。	学童保育所が中学生障害児の放課後の居場所となるとともに、ニーズに応じた多様な過ごし方ができるよう方針が各課連携して検討されている。	C	学童保育所は居場所となっているが、関係課が連携しての検討は進んでいないため。
22	6 親や家族も支援する	④学童保育所の充実	39 学童保育所中学生障害児保育	50	新たに第一光町学童保育所にて中学生障害児保育を実施したことによる。	現状を維持できている。	C	中学生障害児保育の実施学童保育所を増やす必要があるため。
23	2 育ちの上で困難を抱えた子どもを支援する	②日常生活への支援の充実	40 学童保育所の障害児の受け入れ拡充	70	配慮に必要な児童に職員を配置し、細やかなケアをする中で、保護者との信頼関係もできているため。	児童が学童保育所に登所して日常生活を送ることで、安心できる生活の場を確保することができている。また、保護者の子育てに対する悩みなどの相談を、職員が日常的に伺うことを心がけている。	C	施設が狭隘な状況であるため、及び職員の障害に関するスキルアップもさらに図る必要があるため。
24	6 親や家族も支援する	④学童保育所の充実	40 学童保育所の障害児の受け入れ拡充	80	定員を各施設小学校低・高学年各1名とし、支障のない範囲で定員を超えて受け入れることとしたが、施設の狭隘状況等受け入れ体制の課題が残っているため。	障害児が学童保育所において受け入れられ、自分らしく過ごすことができています。	C	施設の狭隘状況等、受入体制に改善すべき点が残るため。
25	3 子どもが「居場所」と思える地域・子ども施設・学校を増やす	①児童館の充実	62 児童館利用サービスの相互乗り入れの推進	0	具体的な動きをとれなかったため。	隣接市の児童館と相互に利用ができています。	E	本市の児童館において、他市の児童の利用はできるが、本市児童の隣接市児童館利用のための隣接市との協議は行っていない。
26	3 子どもが「居場所」と思える地域・子ども施設・学校を増やす	①児童館の充実	63 児童館の整備計画	90	本多児童館については、耐震診断結果は問題なかったが、老朽化・狭隘状況について、検討が必要となるため。	老朽化、狭隘状況への対応がなされ、十分な広さの中で、子どもたちが安心していきいきと過ごせる居場所となっている。	C	市内児童館については、耐震上は問題はなかったが、帆船児童館は老朽化が進むとともに、利用状況に比して狭隘であるため。
27	3 子どもが「居場所」と思える地域・子ども施設・学校を増やす	①児童館の充実	64 児童館での乳幼児・小学生・中高生向け事業	65	児童館ごとに、利用者層にあわせて乳幼児・中高生の企画を工夫して実施しており、実績ものびているが、新たな利用者を引き込む企画に工夫が必要。	各世代のニーズに応じた事業が展開され、利用が多数ある。	C	各館で利用のニーズを考慮して、行事企画を立てたり、アンケートを実施するなど工夫をしていく必要がある。
28	3 子どもが「居場所」と思える地域・子ども施設・学校を増やす	①児童館の充実	65 児童館ランチの設置	0	特に動くにいたらず。	小さな児童館で、子どもたちがいきいきと過ごしている。	E	未実施のため。
29	3 子どもが「居場所」と思える地域・子ども施設・学校を増やす	①児童館の充実	66 児童館の開館時間、開館日の見直し	20	6館中2館を午後7時まで開館するようにした。	全ての児童館で開館時間を延長するとともに、日曜日開館についても検討する。	D	19時まで開館時間を延長した児童館が増えているが、日曜日の開館については未検討のため。
30	3 子どもが「居場所」と思える地域・子ども施設・学校を増やす	①児童館の充実	67 児童館・学童保育運営の見直し	30	児童館1箇所増となった。	指定管理者制度への移行により、サービスが拡充されている。	C	指定管理者制度の移行に伴い、開館時間、職員体制を拡充している。未だ移行していない施設があるため、表記の評価とした。
31	6 親や家族も支援する	④学童保育所の充実	67 児童館・学童保育運営の見直し	30	学童保育所2箇所増となった。	指定管理者制度への移行により、サービスが拡充されている。	C	指定管理者制度の移行に伴い、回所時間、職員体制を拡充している。未だ移行していない施設があるため、表記の評価とした。
32	3 子どもが「居場所」と思える地域・子ども施設・学校を増やす	①児童館の充実	68 児童館運営委員会の設置	0	各館において、子どもの利用者協議会は実施しているが、運営委員会の開設には至らなかった。	運営委員会が開設され、事業評価や課題の抽出がなされている。	E	子どものみの利用者協議会は実施しているが、保護者等も含めた児童館運営委員会については未実施のため。

33	11 市民と市の協働で子育て・子育て支援を進める	①市と市民との協働による協働事業の取り組み	68	児童館運営委員会の設置	0	各館において、子どもの利用者協議会は実施しているが、運営委員会の開設には至らなかった。	運営委員会が開設され、事業評価や課題の抽出がなされている。	E	子どものみの利用者協議会は実施しているが、保護者等も含めた児童館運営委員会については未実施のため。
34	3 子どもが「居場所」と思える地域・子ども施設・学校を増やす	③公共施設等の中高生の利用機会の拡大	77	中学生利用可能な時間帯の設定	30	午後7時まで閉館する児童館が2館となったため。	全ての児童館で午後7時まで閉館し、さらに「中学生タイム」を適宜実施し、中学生が自分らしく過ごす居場所として利用されている。	C	午後7時まで閉館している施設を順次増やしているが、未実施施設があるため、表記の評価とした。
35	4 健康に過ごすことができるまちをつくる	③思春期の保健対策の充実	89	中高生を対象とした、たがいの性を理解し尊重するための啓発事業	0	実施に至らず。	館内宿泊事業等の場において、専門家の協力も得ながら、性への理解を促すプログラムを実施するなどして、中高生が性への理解を深める。	E	未実施のため。
36	5 仕事と生活との調和を実現する	①子育てへの父親参加の促進と男性を含めた働き方の見直し	101	児童館での家族を対象とした土・日曜日の事業実施	100	合同遠足、まつり等のイベントを休日に開催し、夏季の幼児用プール等を土曜日にも実施している。	家族で参加できる遠足やまつり等のイベントを実施し、平日に利用できない親子がふれあいながら過ごしている。	B	イベントや幼児用プールの土曜日・休日実施により、子育て中の父親等の参加を得ている。
37	6 親や家族も支援する	①地域における子育て支援サービスの充実	105	児童館での乳幼児向け事業	100	6館合同の乳幼児親子向けの企画も充実し、定着し、各館の乳幼児向け企画も会議などで情報共有することで、刺激あっている。ホームページ、おたより、ポスターなどの周知もできた。	児童館で乳幼児とその保護者が交流し、様々な体験をすることにより、楽しい子育て・子育ての場となっている。	B	各館で工夫をこらし、様々な事業を展開しており、多くの利用がある。
38	6 親や家族も支援する	①地域における子育て支援サービスの充実	106	子育てふれあいブック等の作成と普及	30	計画期間の5か年で3回発行するのが目標である(21年度実績は2版)。22年度に1回発行しており、計画期間内に3回発行して100%ととらえ、昨年度同様に30%とした。	予定通り発行している。	C	22年度は、国の緊急雇用創出事業として補助金を受けて作成した。その後、事業対象から外れたため、財源の捻出方法を模索したが、方針を示せなかったため。
39	6 親や家族も支援する	①地域における子育て支援サービスの充実	111	子育てサークルの育成及び支援	80	乳幼児親子たちが児童館に求めているものが必ずしもサークルやグループ活動ではないこともあり、職員間で検討が必要である。各館のばらつきにより80パーセントとする。	児童館のスペースを活用して、子育てや自主保育のグループが活動し、楽しく子育てをしている。	C	子育てや自主保育のグループが児童館で活動しやすくなるように、支援のあり方の工夫が必要なため。
40	6 親や家族も支援する	①地域における子育て支援サービスの充実	115	職員の地域会議等への参加	30	児童館については様々な地域会議等に参加しているが、学童保育所職員については、学校や保護者会関連が中心となっている。	職員が地域会議等に参加し、地域の方々と連携することにより、地域における子育て支援が充実している。	C	児童館については、様々な地域会議等に参加しているが、学童保育所については、学校と保護者会との連携に主眼を置いており、そこに止まっているため。
41	6 親や家族も支援する	①地域における子育て支援サービスの充実	116	ホームページでの子育て支援情報発信の充実	100	平成26年度のアクセス数目標数値(1,300件/月)を越えているため。	市民が利用しやすいホームページになっている。	C	利用者の満足度については、評価が難しいが、子育て支援団体等と協働で作成した子育て支援ハンドブックを載せるなど、内容は充実しているものと認められるため。
42	6 親や家族も支援する	③多様な保育サービスの展開	131	トワイライトステイ	0	具体的な検討に至らず。	ニーズの把握や対応策についての検討がなされている。	E	未実施のため。
43	6 親や家族も支援する	④学童保育所の充実	132	学童保育事業	60	新たに第二東元町学童保育所・第三泉町学童保育所を開設したが、定員を上回る施設もあるため。	入所要件を満たした児童がすべて入所でき、安心していきいきと過ごせる居場所となっている。	D	一部の学童保育所で狭隘状況が生じているため。
44	6 親や家族も支援する	④学童保育所の充実	133	学童保育所三季休業時等保育事業	100	三季休業保育を実施している。	三季休業保育を実施している。	B	全ての学童保育所で三季休業時等保育を実施したため。

45	6 親や家族も支援する	④学童保育所の充実	134	学童保育所の整備計画	50	耐震対応については、問題ない。計画的に順次整備を進めており、西恋ヶ窪学童保育所の建替えについて、設計を実施した。	各学童保育所において、安全な建物で、十分なスペースが確保され、子どもたちが安心していきいき過ごせる居場所となっている。	C	計画に基づき順次整備をしているが、入所児童数が増加傾向にあり、狭隘状況が生じているため。
46	6 親や家族も支援する	④学童保育所の充実	135	学童保育所の保護者会活動の支援	50	保護者会からの要請の基づいて、協力しているが、応じられない場合もあるため。	保護者会活動について施設の利用や、活動への協力を行っている。	C	保護者会の事業実施に協力しているが、要望等については、対応が困難なものもあるため。
47	6 親や家族も支援する	④学童保育所の充実	136	夏休みの学童保育における4年生の子どもたちの臨時的な受け入れ	0	施設に狭隘状況があるため、検討が進んでいない。	保護者が就労等により子を監護できない家庭の小学校4年生が、夏季休業中に、安心していきいきと過ごせる居場所として学童保育所を利用できる。	D	3年生までの受入れのみでも狭隘な状況が発生しており、受入れが困難なため。
48	6 親や家族も支援する	④学童保育所の充実	137	学童保育所の保育時間の延長	30	市直営施設において、一学期間の時間延長を実施した。	全学童保育所で開所時間が午前8時～午後7時で統一されている。	C	直営施設においては、通年実施とはならず、一学期間のみ実施となったため。
49	7 確かな学力と豊かな心を育む	②環境学習の充実	147	児童館・学童保育所における、ゴミの分別による日常体験学習	100	学童保育所では、おやつ時等にごみを分別する習慣づけを行い、児童館では常時分別を行わせている。	子どもたちが、意義を理解した上で、自発的にごみを分別している。	A	ごみ分別が学童保育所の子どもたちや児童館利用者にも定着しているため。
50	8 生活困難な子どもと親に対する経済的な支援を増やす	①医療費補助の充実	159	自立支援医療(育成医療)	56	目標値の56%に達しているため。	正確な手続きを行い対象者への医療費補助につなげることで、経済的な負担が軽減されている。	D	本制度は身体に一定の障害をもち治療を行うことで回復の見込みのある児童を養育しかつ一定の所得以下である者から市が申請を受け、都道府県が認定することで医療費が助成される制度である。そのため対象者への制度周知及び捕捉が重要な要素であることから、市報・HPIによる周知に努めるとともに、障害者相談室等の関係部署との連携を図ることで申請漏れの解消に努めた。
51	8 生活困難な子どもと親に対する経済的な支援を増やす	①医療費補助の充実	160	乳幼児医療費助成制度の拡充	95	目標値の95%に達しているため。	制度周知による申請漏れを防ぐことにより、乳幼児家庭の経済的な負担が軽減されている。	C	本制度は小学生以下の児童を養育する者から申請を受けて医療費を助成する制度であり、かつ所得制限を設けていない制度である。したがって対象者への制度周知及び捕捉が重要な要素であることから、市報・HPIによる周知に努めた。また市民課等の関係部署との連携を図ることで申請漏れの解消に努めるとともに、出生児童で未申請の対象者については、個別勧奨を実施することにより申請漏れの解消に努めた。
52	8 生活困難な子どもと親に対する経済的な支援を増やす	①医療費補助の充実	161	義務教育就学児医療費助成事業	100	目標値に達しており、100%とした。	制度周知による申請漏れを防ぐことにより、義務教育就学児家庭の経済的な負担が軽減されている。	B	本制度は小学生から中学生までの児童を養育しかつ一定の所得以下である者から申請を受け、医療費を助成する制度である。そのため対象者への制度周知及び捕捉が重要な要素であることから、市報・HPIによる周知に努めるとともに、市民課等の関係部署との連携を図ることで申請漏れの解消に努めた。
53	8 生活困難な子どもと親に対する経済的な支援を増やす	②児童手当等の充実	162	乳幼児医療費助成制度の拡充	100	制度改正に対応し対象児童に適正に手当を支給しており、十分に目標は達成したものと考えられ、100%とした。	制度改正による手当の充実が図られ、経済的な負担が軽減されている。	B	本制度は15歳以下の児童を養育する者(公務員は除く)から申請を受け、手当を支給する制度である。そのため対象者への制度周知が重要な要素であることから、市報・HPIによる周知に努めるとともに、市民課等の関係部署との連携を図ることで申請漏れの解消に努めた。また本制度は「子ども手当制度」からの移行制度であることから、未申請者に対し個別勧奨を実施することによりあわせて申請漏れの解消に努めた。

54	8 生活困難な子どもと親に対する経済的な支援を増やす	② 児童手当等の充実	163	児童扶養手当(母子家庭等に対する扶養手当)	100	目標値に達しており、100%とした。	父子家庭に対する制度拡充により、手当の充実が図られ、経済的な負担が軽減されている。	B	本制度は一定の所得以下であるひとり親家庭等で児童を養育する者から申請を受けて手当を支給するに制度である。そのため対象者への制度周知及び捕捉が重要な要素であることから、市報・HPIによる周知に努めるとともに、母子相談員等の関係部署との連携を図ることで申請漏れの解消に努めた。
55	8 生活困難な子どもと親に対する経済的な支援を増やす	② 児童手当等の充実	164	特別児童扶養手当	100	目標値に達しており、100%とした。	正確な手続きを行い対象者への手当支給につなげることで、経済的な負担が軽減されている。	B	本制度は一定の所得以下で心身に障害のある児童を養育する者から市が申請を受け、都道府県が認定することにより手当が支給される制度である。そのため対象者への制度周知及び捕捉が重要な要素であることから、市報・HPIによる周知に努めるとともに、障害者相談室等の関係部署との連携を図ることで申請漏れの解消に努めた。
56	8 生活困難な子どもと親に対する経済的な支援を増やす	② 児童手当等の充実	165	児童育成手当・障害手当	96	育成手当における事業実績が、目標値の96%に達しているため。	正確な手続きを行い対象者への手当支給につなげることで、経済的な負担が軽減されている。	C	本制度は一定の所得以下であるひとり親家庭等若しくは心身に一定の障害をもつ児童を養育する者から申請を受けて手当を支給するに制度である。そのため対象者への制度周知及び捕捉が重要な要素であることから、市報・HPIによる周知に努めるとともに、母子相談員または障害者相談室等の関係部署との連携を図ることで申請漏れの解消に努めた。
57	8 生活困難な子どもと親に対する経済的な支援を増やす	② 児童手当等の充実	169	学童保育所事業への参加費補助	0	今年度は対象に児童が行事参加がなかったため	学童保育所に入所する家庭に向けて、福祉的視点を取り入れ、全体の子どもたちへサービスの提供機会を平等に提供できるようにする。	C	対象児童なし
58	8 生活困難な子どもと親に対する経済的な支援を増やす	② 児童手当等の充実	170	国分寺市心身障害児童福祉手当	100	目標値に達しており、100%とした。	正確な手続きを行い対象者への手当支給につなげることで、経済的な負担が軽減されている。	B	本制度心身に一定の障害をもつ児童を養育する者から申請を受けて手当を支給するに制度である。そのため対象者への制度周知及び捕捉が重要な要素であることから、市報・HPIによる周知に努めるとともに、障害者相談室等の関係部署との連携を図ることで申請漏れの解消に努めた。
59	8 生活困難な子どもと親に対する経済的な支援を増やす	③ ひとり親家庭等の支援	182	ひとり親家庭等医療費助成制度	82	目標値の82%に達しているため。	制度周知による申請漏れを防ぐことにより、ひとり親家庭の経済的な負担が軽減されている。	C	本制度は一定の所得以下であるひとり親家庭等で児童を養育する者から申請を受けて医療費を助成する制度である。そのため対象者への制度周知及び捕捉が重要な要素であることから、市報・HPIによる周知に努めるとともに、母子相談員等の関係部署との連携を図ることで申請漏れの解消に努めた。
60	9 健康で文化的な生活が保障されるまちをつくる	① バリアフリーとユニバーサルデザインのまちづくり	184	都赤ちゃんふらっと事業の推進	100	昨年22か所実施し、すでに進捗率100パーセントとなっている。	授乳ができたり、トイレが使用できたり、おむつ替えができる施設を増やし、赤ちゃんを連れて外に出やすい環境を整える。	B	実施しているが、新たな施設の開拓に努めている。
61	10 市民の共助による子育て・子育て支援を進める	① 地域社会における子どものための活動援助	203	児童館と地域子育て支援活動の連携	100	各地域行事等への参加が定着している。	地域社会において、子ども・子育て支援の連携が図られている。	B	地域との連携を実施しているため。
62	10 市民の共助による子育て・子育て支援を進める	① 地域社会における子どものための活動援助	204	児童館における、施設使用の提供・備品貸し出し	100	目標数値達成につき100パーセントとする。	子どものための活動を援助することにより、活動が活発に行われている。	B	施設使用及び備品貸し出しについては、要請に対応しているため。

63	11 市民と市の協働で子育て・子育て支援を進める	①市と市民との協働による協働事業等の取り組み	207 「国分寺市子育て・子育ていきいき計画(次世代育成支援対策地域行動計画)地域協議会」	0	当協議会が作成した22年度事業の報告書の指摘を受けて各課で評価に臨んだが、評価への判断がまちまちであった。そのため、当協議会としても妥当な評価を下しにくかった。	計画事業の実施状況が委員へ正確に伝わり、それに対する妥当な評価が得られている。	D	各事業の評価にあたり、数的な視点のみを判断材料としていたが、24年度からは質的な視点も盛り込んだ。しかしながら両者の整合が図られていない評価結果も散見された。今後は市民の誰が見てもわかりやすい評価とするために一層の検討が必要である。
64	計画の推進のために		207 「国分寺市子育て・子育ていきいき計画(次世代育成支援対策地域行動計画)地域協議会」	100	26年度目標に対して23年度に設置したので100%とした。	当該組織による計画事業の評価がなされ、抽出された課題に対しても所管課が解決に向けて取り組んでいる。	C	
65	計画の推進のために		208 国分寺市次世代育成支援対策地域行動計画推進会議	100	26年度の目標数値である開催回数(3回)を超えているため。	当該組織による計画事業の評価がなされ、抽出された課題に対しても所管課が解決に向けて取り組んでいる。	C	
66	計画の推進のために		212 子ども施策に関する計画の策定及び見直し	5	25年度に予定しているニーズ調査、計画策定の組織設置に向けて情報収集を行った点を進捗率5%として計上したが、具体的な動きは25年度以降に持ち越した。	次期の計画策定に向けて、スケジュール通りに策定及び見直し作業が行われている。	C	
以下の事業は、所管課が無いため子育て支援課で評価を行った。								
	9 健康で文化的な生活が保障されるまちをつくる	①バリアフリーとユニバーサルデザインのまちづくり	183 バリアフリー・ユニバーサル化に対応したまちづくり、道づくり	0	所管課がなくまったく手がけていないため。	子どもに配慮したまちづくりがされている。	E	道路や公園を整備する際には各計画等で盛り込まれる考え方である。しかし、全庁的に取りまとめる所管がないため、実態が把握しづらい。
	計画の推進のために		209 子ども施設整備	0	所管課がなく、まったく手がけていないため。	子どもに関わる施設の整備が全庁的な視点に立って計画的に行われている。	E	子ども施策を統括する組織づくりが検討されているが、結論づけられていない。

所管課による24年度評価に関する分析		課名	課名 子育て相談室						
		(前回)23年度評価に関する所管課の分析							
		<p>▶ ほぼ順当に事業進捗を図っている。あるべき姿に対しての評価で低いのが、今後の課題となる中高生と乳幼児とのふれあい事業であり、拡充が望まれる。</p>							
No.	施策の分野	施策の取り組みの方向	通番	事業名	進捗率 (%)	進捗率の判断理由	目標とする姿	目標とする姿に関する評価	分析
1	1 子どもの権利に対する理解を広め、深める	② 子どもの権利に関する相談及び救済の充実	6	子ども自身の相談場所の充実	100	カード配布については、予定枚数配布できている。	子ども自身による電話相談を通じて、子どもの権利に関する相談及び救済が実現できている。	D	この事業は、子ども専用電話を設置し、子ども自身が相談をすることができるようにしたものである。広報のために市内小中学生に啓発カードを配布しているが、配るだけでは効果は望めないため、子どもに直接的にアピールできる方法を検討している。
2	1 子どもの権利に対する理解を広め、深める	④ 児童虐待防止・予防対策の充実	6	子ども自身の相談場所の充実	100	カード配布については、予定枚数配布できている。	子ども自身による電話相談を通じて、子どもの権利に関する相談及び救済が実現できている。	D	
3	1 子どもの権利に対する理解を広め、深める	② 子どもの権利に関する相談及び救済の充実	7	各種相談(訪問・面接・電話)及び対応	90	通告に関する対応が速やかに実施できている。	虐待発生時の速やかな対応が実施でき、更に予防・防止策が充実して、虐待発生件数が減少していく。	C	子どもと家庭の総合相談窓口であり、児童虐待の一義的通告先であることが浸透してきている。一方で、虐待対応に追われて防止策が後手に回りがちなので、併せて防止策を充実させる必要がある。
4	1 子どもの権利に対する理解を広め、深める	④ 児童虐待防止・予防対策の充実	7	各種相談(訪問・面接・電話)及び対応	90	通告に関する対応が速やかに実施できている。	虐待発生時の速やかな対応が実施でき、更に予防・防止策が充実して、虐待発生件数が減少していく。	C	
5	1 子どもの権利に対する理解を広め、深める	② 子どもの権利に関する相談及び救済の充実	8	子ども(子育て)総合相談、相談窓口の設置	90	窓口・電話・関係機関からなどの各種相談の受け入れを行った。	子ども家庭支援センターが、子育て・子育ての総合相談窓口として位置づけられ、市民の相談よりどころとなっている。	C	積極的に出向いて相談を受けるようにしているため、相談件数は年間8千件余りに達している。今後は、ひろば巡回など、より地域に近い場所での相談機会を増やす必要がある。
6	6 親や家族も支援する	① 地域における子育て支援サービスの充実	8	子ども(子育て)総合相談、相談窓口の設置	90	窓口・電話・関係機関からなどの各種相談の受け入れを行った。	子ども家庭支援センターが、子育て・子育ての総合相談窓口として位置づけられ、市民の相談よりどころとなっている。	C	
7	1 子どもの権利に対する理解を広め、深める	④ 児童虐待防止・予防対策の充実	12	虐待予防・防止の啓発活動	90	関係機関へのマニュアルの再配布や、キャンペーンの実施、市報掲載などを実施した。	児童虐待が身近な問題であることを認識してもらえようとし、通告はもとより、保護者や児童にも意識を促すことにより、虐待発生件数が減少する。	C	児童虐待防止を幅広い年代層の市民に認識してもらうために、国分寺駅前で行っているキャンペーンを平日から土曜日に実施した。今後は更にキャンペーンを充実させ、発生件数を減少させる必要がある。

8	1 子どもの権利に対する理解を広め、深める	④ 児童虐待防止・予防対策の充実	13	子ども虐待防止対策の庁内の体制づくり	70	児童相談所研修参加など相談対応職員のスキルアップを図り、次年度の人員増も検討できた。要保護児童対策地域協議会の持ち方についても検討した。	要保護児童対策地域協議会においての体制が強化され、虐待に対する対応策や予防・防止に関する対策が充実し、虐待が減少する。	C	要保護児童対策地域協議会において、実際の虐待事例の検討も実施するようして、関係機関の意識も高まっている。一方、庁内は異動があるため、構成委員の変更も多いことが課題である。今後も理解と連携を深めていく体制作りが必要である。
9	1 子どもの権利に対する理解を広め、深める	④ 児童虐待防止・予防対策の充実	14	子ども虐待防止ネットワークづくり	90	個別ケース会議の必要性、要請に応じて、必要数開催を実施し、対応について検討実施したため。	要保護児童対策地域協議会の代表者会議・実務者会議や個別ケース会議に限らず、学校連絡会や母子自立支援などの他の関連する会議にも参加しており、ネットワークは強化できており、各ケースに対して個別の的確な支援ができています。	C	具体的な支援方針を検討する、個別ケース会議は、関係機関からも積極的な関与があり充実してきた。また、スクールソーシャルワーカーや母子相談員との月1回の定期連絡会を持つことで、きめ細やかな支援のネットワークが強化できてきている。今後も重い課題を持つケースが増えているため、より重層的なネットワークを組んでいく必要がある。
10	1 子どもの権利に対する理解を広め、深める	⑤ 子どもの自立支援	15	家庭的養護の推進	90	都より要請のある、啓発事業の実施については、実現できている。	市内在住のホットファミリーに集いの場を提供し、相互の情報交換を通じよりよい環境の構築に貢献する。これにより、市内ホットファミリーの増加が見られる。	C	養育家庭啓発キャンペーンについて、児童相談所と共催であったが、ほぼ市が主導するようになってきた。よって、より市民が参加しやすいキャンペーンを企画できるようになったため、養育家庭が身近になるような啓発活動の企画を実施する必要がある。
11	1 子どもの権利に対する理解を広め、深める	⑤ 子どもの自立支援	16	子ども家庭支援センター事業	80	窓口・電話等で受けた相談への対応を実施し、各種支援に結び付けている。	相談部門がより強化され、様々なケースに対応ができ、虐待の未然防止等々に寄与できている。	C	年々、前例のない重篤な相談も増加しているため、スーパーバイズを多方面から受けるように工夫している。今後も、多面的にアセスメントすることで個々のニーズを的確にとらえて支援に結びつける必要がある。
12	4 健康に過ごすことができるまちをつくる	① 子どもと親の健康の確保	16	子ども家庭支援センター事業	60	主に、健康推進課との連携により、相談ケースにより、支援方針を検討し、子どもと保護者の健康への支援を実施した。	健康推進課と連携し、歯科衛生士による相談事業、国分寺市助産師会と連携し助産師相談をより充実させてソフト面から子育て環境の充実にし、子ども及び親の健康に関する支援ができています。	C	市民に対する市報や子家セン便り等で周知をし、歯科相談や助産師相談を定期的にセンターにおいて開催している。しかし、相談数に対し対応が追い付かない状況になりつつあり、根本的な対応方法や、受け付け時間について工夫が必要である。
13	6 親や家族も支援する	① 地域における子育て支援サービスの充実	16	子ども家庭支援センター事業	100	子育て支援課と共に、「子ども、子育て円卓会議」への参加をし、地域連携を図り、その対応の中で相談を実施した。	地域支援係を中心として、地域の組織化を図ったり、要保護児童対策地域協議会での情報共有により、地域の連携が図れて、虐待等が減少している。	D	子ども・子育て円卓会議へ参加をすることで、連携の強化を進めた。更に強化するために、積極的な情報やノウハウの共有・伝達、スタッフ間の顔つなぎなどが必要となる。また、要保護児童対策地域協議会での連携強化が更なる対応の強化に繋がると考えられる。
14	2 育ちの上で困難を抱えた子どもを支援する	① 早期発見と一貫した支援の充実	30	子どもの発達相談	90	相談要請に対して、対応実施したため。	保健センターや医療機関との連携を図り、スムーズな相談支援を行うと共に、利用者が相談したい時に、機会を逃さないように相談体制を整えておき、保護者の不安を解消できている。	C	保健センターや医療機関との連携を図り、スムーズな相談支援を行うことができているが、今後は、敷居が高いと感じている市民が、気軽に相談に来れる環境を作っていく必要がある。

15	2 育ちの上で困難を抱えた子どもを支援する	① 早期発見と一貫した支援の充実	31	親子の遊びの教室・集団指導教室・個別指導教室	100	運動発達がゆっくりな児童を対象にした、こじかグループが1グループ、言葉が少し遅い・集団活動が苦手な児童などを対象にした、たんぼぼグループが2グループ、通園教室の経過観察児童を対象にしたUFOグループを1グループ行い、児童の状況に合わせてグループの中で発達支援を行った。	それぞれの障害に適した内容での親子の集える場や、子どものみの集団の場の設定などにより、発達に心配のある児童への支援ができて、児童の発達の支援及び、保護者の子育て支援に効果を発揮している。	B	通園教室をご希望の児童・保護者に関して、グループ化して支援をしているが、通園教室そのものの定員枠の拡大が可能かどうかについても、検討する必要がある。
16	2 育ちの上で困難を抱えた子どもを支援する	① 早期発見と一貫した支援の充実	32	保育所・幼稚園児のためのグループ指導教室(併行通園)	100	幼稚園・保育園に在籍する発達障害児童及びその境界域の児童を対象に、保護者に実際の療育を見ていただいたり、就学に向けての相談を深め、スムーズな就学移行支援を行った。	幼稚園・保育園に在籍する発達障害児童・保護者が療育の状況把握したり、スムーズな就学移行支援を受けたりできて、不安が解消できている。	B	通園教室の児童以外の発達障害児童に関する支援を実施しているが、特に、就学移行支援については、どのような持ち方をしているかについて、教育相談室との連携を強化し、役割分担を明確にしていかなければならない。
17	2 育ちの上で困難を抱えた子どもを支援する	① 早期発見と一貫した支援の充実	33	障害児のための通園教室	90	通園児に限らず、保護者や、兄弟姉妹に対する支援を実施した。特に父親に対して、父親同士が交流する機会を多く持ち、育児参加を呼び掛けたり、療育事業への理解と協力体制を整えた。	他の外来事業の運営及び、教材研究・作成、職員研修の時間の確保し、通園児・保護者・兄弟姉妹に対する支援が充実している。父親同士が交流する機会が持たれ、育児参加・療育事業への理解と協力体制が得られている。	C	通園教室の定員枠の拡大に関しての検討が必要である。兄弟姉妹、父親、母親など、家族ぐるみでの支援は今後も継続して、効果を発揮する必要がある。
18	5 仕事と生活との調和を実現する	① 子育てへの父親参加の促進と男性を含めた働き方の見直し	96	子育て父親グループの育成	50	土曜日の親子スペースやイベントへの父親の参加は見られるが、グループ化がなかなか促すことができなかった。	土曜日の施設利用やイベント参加を通じて、父親育児が進み、グループ化が図られ、母親だけではなく育児のありようが進められている。	D	土曜日をはじめ、平日においても父親の親子スペース利用は増加傾向にある。しかし、母親同士のような父親間の交流やグループ化といったものには至っていない。まずは利用してくれた父親がまた来たいと思えるような雰囲気作りをしていくことが必要である
19	5 仕事と生活との調和を実現する	② 仕事と子育ての両立のための多様な働き方の支援	104	ファミリー・サポート・センター事業	60	会員について、登録のみの方の整理をしたため、実数が減少した。	支援を要する会員数が、支援をしたい会員数を下回り、支援が充実し、保護者が安心して働く環境が整えられている。	D	市民同士の有償ボランティア事業である。利用会員の登録を精査したところ、多くを占めていた利用する予定のない利用会員が退会し、利用会員比率が大きく減少をした。しかし未だ利用会員数の方が援助会員を上回っていることから、講習会を適宜効率的に行い、援助会員数を増加させる必要がある。
20	6 親や家族も支援する	① 地域における子育て支援サービスの充実	104	ファミリー・サポート・センター事業	60	会員について、登録のみの方の整理をしたため、実数が減少した。	支援を要する会員数が、支援をしたい会員数を下回り、支援が充実し、保護者が安心して働く環境が整えられている。	D	
21	6 親や家族も支援する	① 地域における子育て支援サービスの充実	113	子ども家庭支援センター地域ネットワーク事業	95	スペースの開設や各種イベント・講習会等を実施した。しかし、ネットワーク事業としては、取組が不十分である。	施設での各種事業に参加することで、楽しい子育てを可能とし、各市民が顔が見える関係性が築けている。	C	イベントや定期的な講習会を実施し、参加したことにより継続的に親子スペース利用に繋がる家庭が増加傾向にある。イベント参加やスペース利用が出来ない家庭に対し、いかに支援を行っていくかが課題となる。また、今後、地域民間団体と協力体制をとり、ネットワークを強化する必要がある。

22	6 親や家族も支援する	③ 多様な保育サービスの展開	124	子ども家庭支援ショートステイ	60	委託先施設数としては、特に変化がない。ほぼ緊急時のショートステイ対応はできている。緊急性に欠けるレスパイトや夜勤の親に対応することは難しい。	緊急時だけでなく、レスパイト理由にもよりショートステイをご希望の市民へ、対応ができるほどの施設余裕がある。	D	ショートステイ事業は委託先がなく、何とか契約の定額料金をアップしてつないでいる状況である。緊急時の対応はできているが、レスパイトや定期的な夜勤によるニーズにはまだ対応できていないことが課題として残っている。
23	6 親や家族も支援する	③ 多様な保育サービスの展開	130	育児支援ヘルパー派遣事業	90	委託事業数としては、変化がない。今後も、事業者ヘルパーと連携しつつ、各家庭へのきめ細かな支援をしていく。	産前・産後の育児支援要請に対して、タイムリーに適した派遣を行い、安心して出産・育児ができる。	C	委託事業者は増加したが、活動できるヘルパーが少なく、コーディネートを工夫してきめ細やかな支援を継続している。今後は安定した供給を可能とする工夫が必要である。
24	7 確かな学力と豊かな心を育む	③ 中学生が乳幼児とふれあう機会の拡充	149	中学生と乳幼児のふれあい事業	60	中学生職場体験の受け入れ数により判断。受け入れの伸び率が悪い。	特に中学校生徒が、子育て中の親子に触れ合い、次世代の親として子育ての楽しさを体験してもらう。これにより、親となった折の不安をできる限り解消していくことや、親となることへの魅力をもち、少子化への歯止めとして効果がでている。	D	今年度より中学生職場体験の生徒を全市立中学校から受け入れている。夏のボランティアでの受け入れ数を増やすとともに、触れ合った生徒が子育てに興味を持てるような体験プログラムにする必要がある。また、職場体験以外においても中学生が来館しやすい親子スペース作りをしていくことが課題となる。
25	8 生活困難な子どもと親に対する経済的な支援を増やす	③ ひとり親家庭等の支援	179	ひとり親ホームヘルプサービス	80	ひとり親家庭からのヘルパー派遣申請へ対応した。	父子・母子共に、ひとり親家庭へのヘルパー派遣支援ができて、子育ての支援が充実している。	C	父子家庭も以前より増加しているが、きめ細かく支援に入れるようになってきて、就労支援ができていく。委託事業者も増えてはいるが、ヘルパー不足な状況にある。今後は安定した供給を可能とする工夫が必要である。
26	9 健康で文化的な生活が保障されるまちをつくる	⑥ 被害にあった子どもの保護	202	児童相談所・子ども家庭支援センター・主任児童委員との連携	80	対応数で判断。	要保護児童対策地域協議会の関連機関を中心に、必要な児童へ必要な支援を実施できている。このため、児童が安定的な生活ができている。	C	児童相談所との月1回の進行管理をもつようになったことで、ハイリスク家庭のフォローはできてきており、急変した時の保護は以前よりスムーズに実施されるようになった。今後は要保護対策協議会の連携機関との重層的な連携が必要である。

所管課による24年度評価に関する分析		課名 環境計画課							
		前回)23年度評価に関する所管課の分析							
		<p>☛ 全て、100%の進捗状況である。環境に関する市民意識を高める必要がある。</p>							
No.	施策の分野	施策の取り組みの方向	通番	事業名	進捗率 (%)	進捗率の判断理由	目標とする姿	目標とする姿に関する評価	分析
1	9 健康で文化的な生活が保障されるまちをつくる	④ 安全なまちづくり	187	水質分析等調査	100	市内の水環境の分析調査により現況把握を行うとともに、経年的なデータ変化を把握するための基礎資料とすることができた。	潤いと安らぎを与える水辺環境を守り、子どもたちの水に関する文化や知識を深めることができる。	B	この事業は、市内の水環境等の分析調査により現況把握を行うとともに、経年的なデータ変化を把握するための基礎資料とするため行った。調査6項目について委託によりすべて実施できたため、B評価とした。今後も継続して事業を行っていく。
2	9 健康で文化的な生活が保障されるまちをつくる	④ 安全なまちづくり	188	大気環境分析等調査	100	児童の通園、通学路、幹線道路沿線の大気調査、自動車排気ガス測定、自動車騒音・振動・交通量および酸性雨等の調査を計画どおり実施できた。	公害等から良好な生活環境を守り、子どもが安全・安心して通園、通学ができています。	B	この事業は、市内の主要幹線道路(7路線)における窒素酸化物、一酸化炭素等5項目の大気の現況を把握することを目的に委託で行った。調査項目すべて実施できたため、B評価とした。今後も継続して行っていく。
3	9 健康で文化的な生活が保障されるまちをつくる	④ 安全なまちづくり	189	ダイオキシン類調査	100	市内の一般環境大気中のダイオキシン類濃度の実態を把握し、環境保全のための資料とすることができた、	公害等から良好な生活環境を守り、子どもが安全・安心して生活ができている。	B	この事業は、市内4地点の一般環境大気中のダイオキシン類(3項目)濃度の実態を把握し、今後の環境保全のための資料とするため委託で行った。調査項目すべて実施できたためB評価とした。今後も継続して行っていく。

課別 事業進ちょく割合

課名 緑と水と公園課

前回)23年度評価に関する所管課の分析

☞公園補助金は継続申請している。遊具の回収は、延命措置等工夫により実施、体験学習については、東日本大震災の発生に伴い実施を自粛したため、未実施である。

No.	施策の分野	施策の取り組みの方向	通番	事業名	進捗率(%)	進捗率の判断理由	目標とする姿	目標とする姿に関する評価	分析
1	3 子どもが「居場所」と思える地域・子ども施設・学校を増やす	② 子どもの遊び場・公園等の整備	71	公園緑地の整備	65	姿見の池緑地用地を一部公有化した。遊具改修は交換が1公園、撤去を2公園で実施した。姿見の池緑地事業は平成26年度完成に向け、計画どおり事業は進捗しているため65%とした。	子どもが安全安心に利用できる場所、施設の提供。	C	姿見の池緑地整備事業は、当緑地を永続的な自然環境の保全を図ることを目的に、一部借地等箇所を公有化する事業です。平成26年度までの事業であり、公有化は計画どおり進んでいます。遊具改修は、腐朽した木製遊具を修繕するものです。対象となる遊具は、修繕の優先順位を付け、交換等している。撤去後の新しい遊具設置は、公園内の遊具状況等を考慮した対応となっている。利用できる遊具は部分的な修繕を行い、延命措置しており、木製遊具改修には時間を要するため、両事業を合わせて進捗率を65%としている。
2	7 確かな学力と豊かな心を育む	① 体験学習の充実	138	自然や生き物との触れあいを通し、自然の不思議や生命の大切さを主題とした体験学習施設の検討	50	目標水準値の1/2達成度合いにつき、50%の達成率とした。	市内にある2箇所以上の緑地・ビオトープ等において、自然環境に関する識見を持つ指導者のもとで、子ども達の自然環境体験学習が実施されている。	C	この事業は市内にある残り少ない自然を身近に感じてもらい、緑の重要性を認識し、残された緑を守り、保全していく事を目標にしています。本年度は予定していた体験学習会が天候不良等で予定回数の実施が出来なかったため50%とした。自然体験学習の場はあるが一定水準の識見を有した指導者の確保が課題である。

所管課による24年度評価に関する分析

課名 道路管理課

前回)23年度評価に関する所管課の分析

➡ 安全設備の設置については、しっかりした予算化が必要である。交通安全啓発ポスター事業については、児童のモチベーションを高める企画を検討していく必要がある。

No.	施策の分野	施策の取り組みの方向	通番	事業名	進捗率 (%)	進捗率の判断理由	目標とする姿	目標とする姿に関する評価	分析
1	8 生活困難な子どもと親に対する経済的な支援を増やす	② 児童手当等の充実	171	自転車駐輪場定期使用料減免	126	前年度比で進捗率を算出	申請に基づき免除するので目標数値を確定することは困難	B	この事業は、自転車駐輪場の使用者が免除申請を行い、それに基づき減免承認を行うものであるため、目標数値を設定しにくいので、件数の前年度比で進捗率を算出した。平成24年度は、前年度を上回ったことから、この評価とした。今後もこの制度を定期的に広報する必要がある。
2	9 健康で文化的な生活が保障されるまちをつくる	② 安全な道路交通環境の整備	185	安全設備の設置	0	前年度比で進捗率を算出	基準に基づき優先順位をつけて新設し、市民要望に対応している。	D	この事業は、カーブミラーや街灯など交通安全施設を整備するものであるため、新設工事の予算を確保する必要があるが、平成24年度は予算を確保するできなかった。次年度以降は予算を確保し、施設を整備することを検討する必要がある。
3	9 健康で文化的な生活が保障されるまちをつくる	③ 交通安全学習	186	交通安全啓発ポスターの募集	0	公募件数の前年度比	小学生の交通安全の重要性を啓蒙し、主体的に認識できるようにさせる。	E	この事業は、緊急性のない事業として、平成24年度は中止となった。今後は財政状況を勘案し、事業の復活を検討していく。

所管課による24年度評価に関する分析			課名 庶務課						
(前回)23年度評価に関する所管課の分析									
<p>☛スクールバス、地域パトロールなどの事業進捗が図れた。奨学金制度は、国制度との調整が必要である。居場所としての余裕教室は、現状、無い状況である。</p>									
No.	施策の分野	施策の取り組みの方向	通番	事業名	進捗率(%)	進捗率の判断理由	目標とする姿	目標とする姿に関する評価	分析
1	2 育ちの上で困難を抱えた子どもを支援する	② 日常生活への支援の充実	41	特別支援学級児童生徒スクールバス運行	80	p	乗車希望者が、すべて乗車でき、最短ルートでの運行ができる体制。	C	この事業は、特別支援学級在籍児童生徒の通学をサポートするもので、バスの運行をすべての子どもの希望どおりに行うのは物理的に難しくしている。今後もできる限り個々の子ども及び保護者の希望に沿えるよう調整に努める。
2	3 子どもが「居場所」と思える地域・子ども施設・学校を増やす	② 子どもの遊び場・公園等の整備	74	小・中学校余裕教室の放課後夜間開放	20	現在、市立小中学校に余裕教室はないが、教育上支障がない範囲内で音楽室等の貸出しを行っているため、20%の進捗率とした。	余裕教室を地域のニーズに合わせ、貸出していく。	D	少人数教室の設置や35人学級等への対応が優先されるため、現在のところ各学校の余裕教室は、無い状況である。
3	8 生活困難な子どもと親に対する経済的な支援を増やす	② 児童手当等の充実	172	国分寺市奨学資金	70	平成24年度、新規申請者46名に対して33名を奨学生として決定した。申請者に対する決定者の割合が約72%のため、70%の進捗率とした。	国分寺市奨学生としての要件を満たしているすべての生徒に対して奨学金を支給する。	C	※奨学資金制度については、平成26年1月に条例廃止した。ただし、平成25年度までに支給決定した生徒へは高校卒業まで支給する。
4	9 健康で文化的な生活が保障されるまちをつくる	⑤ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	192	国分寺駅南口・北口パトロールの実施	90	子どもへの見守り活動が計画通り行われ、事件・事故の発生の抑制につながったと思われる。ただし、今後は見守り活動に対し、更なる人数や規模の増加、意識向上を目的とし、90%の進捗率とした。	通学中の児童・生徒が関係する事件・事故の発生を抑え、件数ゼロであり、学校・保護者・地域で児童・生徒を守るという安全意識の高揚が図られる。	C	この事業は、各学校の登校時に合わせ教育委員会職員が通学路で子どもの見守り活動を行っているものである。回数については年2回であるためCとしているが、早朝からの見守り活動は、地域にも認知され、学校の意識も高まっている。

所管課による24年度評価に関する分析

課名 学務課

24年度評価に関する所管課の分析

☛ 全て、100%達成の進捗率である。どの事業も学校や幼稚園の協力を得ながら実施する事業であり、今後も協力関係を深めていく必要がある。

No.	施策の分野	施策の取り組みの方向	通番	事業名	進捗率 (%)	進捗率の判断理由	目標とする姿	目標とする姿に関する評価	分析
1	2 育ちの上で困難を抱えた子どもを支援する	③ 障害のある子どものいる家庭への経済的負担の軽減	51	特別支援学級児童就学奨励費支給	100	対象者全員から補助金関係書類を提出していただいたことから100%とした。	対象者全員から申請していただくこと。	B	この事業は学校を通じて対象者全員へ申請書を配布している。今後も学校との協力関係を維持していく必要がある。
2	4 健康に過ごすことができるまちをつくる	① 子どもと親の健康の確保	85	児童・生徒の保健衛生事務	100	学校保健安全法に規定されている健康診断については、全て実施している。	健診により健康状況の把握、疾病の早期発見が可能となる。その結果に基づき予防、治療ができ、健康管理が容易になる。	B	この事業は、学校保健安全法により実施している事業であり、規定されている項目は全て実施しているため、100%としている。今後も、継続して実施していく必要がある。
3	7 確かな学力と豊かな心を育む	① 体験学習の充実	140	日光移動教室の充実	100	移動教室の参加者全員が補助金の対象者であるため100%とした。	対象児童が移動教室で充実した体験学習ができること。	B	この事業は学校と協力し実施している。今後も協力関係を維持していく必要がある。
4	8 生活困難な子どもと親に対する経済的な支援を増やす	② 児童手当等の充実	167	国分寺市私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金	100	補助金申請者が全員支給対象者のため100%とした。	幼稚園児の保護者の経済的負担を軽減すること。	B	この事業は私立幼稚園を通じて対象者へ申請書を配布している。今後も幼稚園との協力関係を維持していく必要がある。
5	8 生活困難な子どもと親に対する経済的な支援を増やす	② 児童手当等の充実	168	国分寺市私立幼稚園就園奨励費補助金	100	保護者の申請に基づき該当する幼稚園に補助済みのため100%とした。	幼稚園に対する補助をすることにより園児の保護者の経済負担を軽減することとなる。	B	この事業は私立幼稚園を通じて対象者へ申請書を配布している。今後も幼稚園との協力関係を維持していく必要がある。

所管課による24年度評価に関する分析

課名 学校指導課

前回)23年度評価に関する所管課の分析

子どもの権利に関する条例の制定後に実施する事業が特に未実施である。他は、ほぼ進捗が図れている。

No.	施策の分野	施策の取り組みの方向	通番	事業名	進捗率 (%)	進捗率の判断理由	目標とする姿	目標とする姿に関する評価	分析
1	1 子どもの権利に対する理解を広め、深める	① 子どもの権利と「(仮称)子どもの権利と未来を守ろう条例」の普及啓発の取り組み	1	子どもの権利に関する啓発の推進	0	各学校では人権教育の視点に立った授業改善が推進されてきているとともに、人権を尊重しあらゆる差別をなくしていくための取組が教育活動に生かされてきている。前年度と比べた進捗状況に変化がないので0%とした。	子どもの視点に立った周知がされている。	E	人権教育に関しては各校の教育活動において実施されているが、子どもの権利に特化した内容ではないためE評価としている。
2	1 子どもの権利に対する理解を広め、深める	① 子どもの権利と「(仮称)子どもの権利と未来を守ろう条例」の普及啓発の取り組み	2	子どもの権利に関する啓発の推進	0	人権教育推進委員会は年間5回の協議会を開催した。前年度と比べた進捗状況に変化がないので0%とした。	人権教育推進委員会で協議した内容が各学校で周知される。	E	人権教育推進委員会については年間5回開催し、その内容を各校へ周知しているが、子どもの権利に特化した内容ではないためE評価としている。
3	2 育ちの上で困難を抱えた子どもを支援する	③ 障害のある子どものいる家庭への経済的負担の軽減	52	特別支援学級児童・生徒への校外学習等参加費補助	100	校外学習及び宿泊学習について安全かつ円滑に行われた。前年度より実施回数は増加している。中学校は目標回数を上回ったこともあり100%とした。	特別支援学級における校外学習の適正な実施と保護者の経済的負担軽減のための補助。	A	毎年度、前年度の実施回数を上回っているため、A評価としているが、今後は実施内容について精査を行い、より充実したものにしていける必要がある。
4	4 健康に過ごすことができるまちをつくる	③ 思春期の保健対策の充実	92	教育相談の充実	100	相談件数は増加傾向にあるが、それに対し適切な対応が行われている。またスクールソーシャルワーカーも定着してきており、各分野の相談体制が充実してきている。	相談者の視点に立った丁寧な対応。	A	相談体制については、教育相談員(心理職)やスクールソーシャルワーカー(福祉職)を配置し、一層の充実が図られてきていることからA評価としている。
5	7 確かな学力と豊かな心を育む	① 体験学習の充実	139	学童体験農園の充実	50	前年度に引き続き第六小学校、第八小学校、第十小学校で実施した。学校数は増加していないが、取組を通して児童に勤労の尊さや収穫の喜びを伝えることができたので50%とした。	多くの小学校で学童体験農園を実施する。	C	第六小学校、第八小学校、第十小学校の3校で引き続き学童体験農園を実施したが、他の未実施校における新規農園の開設ができなかったためC評価としている。
6	7 確かな学力と豊かな心を育む	① 体験学習の充実	141	音楽会・演劇教室の実施	0	回数等に増加がないため、0%とした。	情操教育の充実を図る。	D	前年度に引き続き、小学校では6年生を対象とした音楽鑑賞教室と5年生を対象とした連合音楽会を、中学校では3年生を対象とした卒業生を送る会をそれぞれ実施した。前年度と実施内容に変更がないため、D評価としている。

7	7 確かな学力と豊かな心を育む	② 環境学習の充実	148	環境学習の推進	0	平成23年度をもって環境学習分の特徴ある学校づくり補助金を廃止したため、0%とした。	全児童・生徒が環境保全のために主体的に行動できる。	E	平成23年度をもって環境学習分の特徴ある学校づくり補助金を廃止したため、E評価となっている。
8	7 確かな学力と豊かな心を育む	④ 不登校児童・生徒への施策の充実	150	不登校児童・生徒への支援	50	通室児童・生徒のうち7人が学校復帰となったため50%とした。	不登校児童・生徒が発生せず、適応指導教室の必要性が無くなること。	C	不登校児童・生徒をなくすという目標は達成できていないが、不登校児童・生徒にとって適応指導教室が学校復帰へのステップアップの場となっていることからC評価としている。
9	7 確かな学力と豊かな心を育む	⑤ コミュニティ・スクール設置に向けた諸事業の推進	151	コミュニティ・スクール設置に向けた諸事業の推進	100	次年度以降の指定に向け、2校において準備が進められたことから100%とした。	地域と学校が連携したコミュニティ・スクールの指定を行う。	A	第七小学校及び第八小学校の2校においてコミュニティ・スクール導入に向けた準備が順調に進められているためA評価としている。
10	11 市民と市の協働で子育て・子育て支援を進める	① 市と市民との協働による協働事業等の取り組み	151	コミュニティ・スクール設置に向けた諸事業の推進	50	市民の協力を得た教育活動は活発に行われているが、協働事業を進める組織にはなっていないので50%とした。	コーディネーターが中心となって学校支援組織を確立する。	C	市民の協力を得ながら様々な教育活動が行われているが、協働事業として進められる状況まで至っていないためC評価としている。
11	7 確かな学力と豊かな心を育む	⑤ コミュニティ・スクール設置に向けた諸事業の推進	152	小学校第1・2学年学習等充実事業	0	小学校2年生においても東京都が35人学級編成への加配を行うこととなったため、本事業は廃止となった。	国による制度改正。	E	国の制度改正及び都の教員加配が行われたため、本事業は廃止となりE評価としている。
12	7 確かな学力と豊かな心を育む	⑥ 特別支援教育の充実	153	特別支援教室の設置	0	第2次国分寺市特別支援教育基本計画(義務教育時)に基づき整備を進めるが、今年度は開設がなかったため0%とした。	平成23年度に作成した第2次特別支援教育基本計画(義務教育時)に基づく整備。	D	基本計画では平成24年度に位置付けていた特別支援教室の1校開設が25年度に持ち越しとなったため、D評価としている。
13	9 健康で文化的な生活が保障されるまちをつくる	⑤ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	190	セーフティ教室等の開催	100	前年度と同様、各小中学校においてセーフティ教室を開催し、また避難訓練もきちんと行われたことから100%とした。	社会の課題に適した内容で実施する。	A	全小中学校において対象学年及び社会状況に応じたセーフティ教室が実施されているためA評価としている。
14	9 健康で文化的な生活が保障されるまちをつくる	⑤ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	191	子ども110番の家の設置	50	制度が定着したこともあり、ほぼ横ばいの件数となっている。若干増加したことから50%とした。	全ての家庭で、子どもが安心して避難できるようになる。	C	登録軒数が一定程度に達し、前年度と比較して微増となっていることからC評価としている。

所管課による24年度評価に関する分析

課名 公民館

前回)23年度評価に関する所管課の分析

公民館での異世代交流等、各事業の進捗を図った。中学生対象事業の周知・拡大について、各館の状況に応じてさらに検討が必要である。

No.	施策の分野	施策の取り組みの方向	通番	事業名	進捗率 (%)	進捗率の判断理由	目標とする姿	目標とする姿に関する評	分析
2	1 子どもの権利に対する理解を広め、深める	⑥ 子ども自身の組織や活動の支援	21	公民館中学生対象事業	80	ライブ事業参加者では中学生の団体利用がないため。	スタジオの利用者が中心となつて行つた。ライブ事業が中学生から年長者まで幅広い年齢層が利用でき、音楽を通して学びあう環境が整備できる	C	ライブ事業への参加は高校生が中心。参加者も多く80%とした。中学生の参加がほとんどないため評価はC。中学生の事業への参加拡大が今後の課題。
2	3 子どもが「居場所」と思える地域・子ども施設・学校を増やす	③ 公共施設等の中高生の利用機会の拡大	21	公民館中学生対象事業	40	館内フリースペースの規模が小さいため、複数団体が集える状況ではないため	館内にあるフリースペースを活用し、居場所となりえる場所を確保すると共に地域の人とのふれあいの場となることを目標とする	D	館内フリースペースを活用した事業は実施しているが、中高生の参加が少なかったため進捗率は40%とし、中学生を対象とした交流事業未実施のため評価をDとした。今後は、スペースの確保及び交流方法の検討も必要である。
3	1 子どもの権利に対する理解を広め、深める	⑦ 子どもの発言・参画の機会の拡充	25	子どもの参加するワークショップ	75	例年に比べ参加希望者が減少した。参加した人は、楽しみながら主体的にかかわれたが、ひろがりに欠けた。	子どもたちが主体的にまつりにかかわる。まつり当日の参加だけでなく、準備会を通して地域の人とのつながりを深める。	C	子どもまつりを子どもと企画・開催する。まつりは好評であったが、準備会からの参加希望者が少なく広がりにかけたことから進捗率は75%とした。準備会などへの子どもたちの参加が減少しているため評価はCとした。子どもたちのかかわり方、地域とのつながり方が今後の課題。
4	3 子どもが「居場所」と思える地域・子ども施設・学校を増やす	③ 公共施設等の中高生の利用機会の拡大	79	公民館、地域センターなどを活用した「居場所」づくり	50	小・中学生が利用できるロビーはある。運営審議会に自由な居場所スペースとして位置づけを確認した。積極的な利用については検討課題。	館内にあるフリースペースを活用し、居場所となりえる場所を確保すると共に地域の人とのふれあいの場となることを目標とする	C	館内のロビーを、ある程度自由に利用してもらうことを目的としている。進捗率としてはスペースが十分確保できず、多人数では利用ができないことから50%とした。居場所としても十分とは言えず、地域の人とのふれあいの場としても難しい状況のため評価をCとした。スペースの確保が今後の課題である。
5	6 親や家族も支援する	① 地域における子育て支援サービスの充実	107	公民館保育室	75	幼い子がいる親の学習活動を保障し、親も子どもそれぞれの仲間を得る機会を持った。活動回数が減ったが、その中で活動の充実を図った。	幼い子がいる親の学習活動を保障し、親子ともに仲間の中で学ぶ機会を持つ。	C	地域で親子それぞれが仲間をつくり、学びあう関係をつくる取組みが行われた。公民館での活動回数は減ったため進捗率は75%とした。他の場所でのつながる取組みがなされているため評価をCとした。今後も親も子ども仲間を得て、各人が抱えている問題を出し合い、共有化して、考え合っている関係を作れる環境を整える。

6	6 親や家族も支援する	① 地域における子育て支援サービスの充実	109	家庭教育学級の拡充	80	同様の環境・境遇の仲間と話し、子育て以外の悩みも相談できる場になっている。お互いで話しをしたり、聞いたりすることで、お互いに成長し、子育てを学ぶあう場となっている	同じような状況で子育てしている人と、子どもの育ち・発達・生活等に関することを学んだり、自分自身のこれからの生き方を見つめる機会とする。	B	親に対する啓発を念頭に、子どもの育ち・発達・生活等に関する遊び・学びの場の提供及び講座等を行う事業。同様の環境・境遇の仲間と話し、子育て以外の悩みも相談でき、お互いに成長し、子育てを学ぶあう場となっているため進捗率は80%とし、評価はBとした。今後も多くの参加を募り、いろいろな意見を聞き、より良い話合いや、より良い人間関係の中で育て、育てる力を学習できる場となるよう進めたい。
7	6 親や家族も支援する	① 地域における子育て支援サービスの充実	110	子育てサークルの育成及び支援	70	講座・サークル活動に参加している親子の仲間づくりの場になっている。開催回数が減り参加者数も減ったが、公民館での活動の他に、児童館で親子一緒に活動をするなどして、仲間関係を築いている。	親も子どもそれぞれに仲間づくりを目的とする。また、子どもの育ちや大人の暮らしのあり方などを仲間とともに考え合う機会とする。	C	親と子、それぞれの仲間づくりの場になっているため進捗率は70%。公民館での活動回数は減ったが、児童館などで仲間関係を築いているため評価をCとした。全体の参加者数が減少し保育回数も減少する中で、少しでも多くの親子が、信頼し合える仲間関係が築けるように今後も努めていきたい。
8	7 確かな学力と豊かな心を育む	① 体験学習の充実	144	公民館における各種体験企画	90	中学生に講師補助をとして参加してもらい、主に講座受講者のフォローを行う。そこでの会話や、簡単な指導を行うことが、異世代交流及び地域貢献を体験する場となっている。	パソコンの初心者対象が、基本的な操作を学びインターネット検索ができることを目的とする。	B	パソコン教室の講師補助を中学生が行いながら異世代交流を図る。参加者、中学生どちらからも好評を得ている事業のため進捗率90%とし、評価もBとした。中学校の空き時間(土日、長期休業期間)での事業実施となるため、生徒の依頼や事業実施日の設定が難しい。他館での実施も検討。
9	10 市民の共助による子育て・子育て支援を進める	② 地域の住民が参画した世代間交流の推進	206	児童館・公民館における異世代間交流事業	70	異世代交流事業、地域会議などを通し情報交換し合い、幅広い年齢の方々の交流の場となっている。	地域での特性を活かした事業が定期的に実施され、地域でのつながりを深めている。	C	公民館祭などの異世代が交流できる事業を各館開催しているため、進捗率は70%とした。子どもたちの参加率は少なく、評価をCとした。高校・大学生、その親の世代の参加は少なく、中間世代が参加できるような、参加しやすい事業実施を検討したい。

所管課による24年度評価に関する分析			課名 図書館						
(前回)23年度評価に関する所管課の分析									
<p>▶平成23年5月から光図書館で週1回(水曜日)午後8時まで夜間開館を開始した。さらに開館時間・休館日・夜間開館などについて検討が必要である。また、「国分寺市子ども読書活動推進計画」の4年次の事業の実施が図られた。平成25年度以降の「第2次国分寺市子ども読書活動推進計画」の策定が必要である。</p>									
No.	施策の分野	施策の取り組みの方向	通番	事業名	進捗率 (%)	進捗率の判断理由	目標とする姿	目標とする姿に関する評価	分析
1	3 子どもが「居場所」と思える地域・子ども施設・学校を増やす	③ 公共施設等の中高生の利用機会の拡大	76	図書館の開館時間延長	40	平成23年度と同様。(5館中、2館で実施。)	図書館の開館時間の延長が図られ、市民の夜間利用、中高生の利用機会の拡大がされている。	C	この事業は図書館夜間開館の拡大であり、進捗率としては5館中2館で実施しているので40%とした。開館時間拡大としては定例休館日である月曜日の開館も課題であり、検討を進めているが夜間開館の具体的な拡大について結論に至っていないため、現段階では評価をCとした。今後も継続して取り組む必要がある。
2	10 市民の共助による子育て・子育て支援を進める	① 地域社会における子どものための活動援助	205	子ども読書活動推進計画の事業の実施	100	「国分寺市子ども読書活動推進計画」の最終年を終了し、各種ブックリストの作成が進んでいる。	子どもたちが読書を楽しんでいると感じ、自ら読書に親しめるように、読書活動の支援や読書環境の整備が計画的に進められている。	B	この事業は子どもの読書活動の環境整備を推進する事業であり、第一次計画にある事業を遅滞なく実施できたため進捗率を100%とした。第二次計画を平成25年3月に策定し、継続して事業に取り組んでいくことになっており、評価をBとした。今後は今までの事業の継続と、第二次計画にある新規事業に取り組む必要がある。

所管課による24年度評価に関する分析

課名 社会教育・スポーツ振興課

前回(23年度)評価に関する所管課の分析

各事業及び、補助事業などの進捗が図れた。あるべき姿に対しての評価が低いのは、参加数の増大を図る必要があったり、受講後のリーダー育成や、中高生への還元などが不足していることによる評価である。更に検討する必要がある。

No.	施策の分野	施策の取り組みの方向	番号	事業名	進捗率(%)	進捗率の判断理由	目標とする姿	目標とする姿に関する評価	分析
1	1 子どもの権利に対する理解を広め、深める	⑥ 子ども自身の組織や活動の支援	18	少年少女スポーツ祭等の開催	100	全ての大会を実施したため	各小学校からの参加がある。	B	この事業は日頃地域で活動している小学生の交流を目的に、野球やサッカーの大会を開催する事業であり、全ての大会を実施したので、進捗率としては100%のため、「目標とする姿に関する評価」に関しては、このような評価をした。
2	1 子どもの権利に対する理解を広め、深める	⑥ 子ども自身の組織や活動の支援	19	地域住民主導による総合型地域スポーツクラブの設立を支援	80	準備会の会議、周知イベントを定期的に開催し、平成25年4月1日に地域クラブを設立することとなったが、活動はしていないため	クラブが設立され、市民に広く周知され充実した活動がされている	C	この事業はいつでも誰でもスポーツに親しむことができる、地域住民主導による総合型地域スポーツクラブの設立を支援する事業であり、進捗率としては、平成25年4月1日に設立することが決まったので、80%とした。「目標とする姿に関する評価」に関しては、まだ実際に、設立していないため、このような評価をした。
3	3 子どもが「居場所」と思える地域・子ども施設・学校を増やす	② 子ども遊び場・公園等の整備	19	地域住民主導による総合型地域スポーツクラブの設立を支援	50	設立してはいるが、周知を兼ねたイベントを定期的に開催し、子どもの参加者も増えてきている	設立されたクラブが子どもたちにも利用され、子どもの居場所となっている	D	この事業は、いつでも誰でもスポーツに親しむことができる、地域住民主導による総合型地域スポーツクラブの設立を支援する事業であり、進捗率としては平成25年4月1日設立することになったが、まだ設立されていないため50%とした。「目標とする姿に関する評価」に関しては、まだ設立されていないため、このような評価をした。
4	1 子どもの権利に対する理解を広め、深める	⑥ 子ども自身の組織や活動の支援	20	スポーツセンター、プールの個人開放	95	昨年と比較し、増加し多くの理由があるが、更なる充実を図る余地があるため	多くの市民にスポーツを親しむ機会を提供している	B	この事業は生涯スポーツ社会の実現を目指すため、スポーツセンター等を個人に開放し、多くの市民にスポーツに親しむ機会を提供する事業であるので、進捗率としては、95%とした。「目標とする姿に関する評価」に関しては、多くの利用があるため、このような評価をした。今後は若い世代の利用が少ないので、時間帯等について検討する必要がある。
5	3 子どもが「居場所」と思える地域・子ども施設・学校を増やす	③ 公共施設等の中高生の利用機会の拡大	20	スポーツセンター、プールの個人開放	60	個人開放の種目(バドミントン)によっては小中学生に人気があり多くの参加があるが平日の昼間や夜間に実施しているため小中高生の利用は多くない。	中高生の利用機会に拡充が図られ多くの利用がある。	D	この事業はスポーツセンター等を個人に開放し、多くの市民にスポーツに親しむ機会を提供する事業であり、進捗率としては学生の利用が少ないので60%とした。「目標とする姿に関する評価」に関しては、施設の利用が飽和状態にあるため、活動しやすい時間帯に設定できていないことから、このような評価をした。今後は個人開放の時間設定について見直す必要がある。
6	1 子どもの権利に対する理解を広め、深める	⑥ 子ども自身の組織や活動の支援	22	青少年育成地区委員会への補助金交付	65	市内に五つある地区委員会全てに補助金を交付することで、子どもの組織や活動の支援を行っているが、子どもの組織自体が少なく子どもの組織の支援の割合が低い。	子どもが主体となった団体が多く生まれている	C	この事業は、市内五つの地区委員会へ、補助金を交付することで青少年の健全育成事業の充実を図るものであるが、現在は地区ごとの活動の度合いに差が生じている。この差の解消が今後の課題である。
7	10 市民の共助による子育て・子育て支援を進める	① 地域社会における子どものための活動援助	22	青少年育成地区委員会への補助金交付	80	地域ごとの特性に合った活動が行われているが、前年の活動数から増えていないので、進捗率は昨年と同様とした。	地域ごとの子どもたちのための活動が活発に行われている	C	この事業は、市内五つの地区委員会へ、補助金を交付することで青少年の健全育成事業の充実を図るものであるが、現在は地区ごとの活動の度合いに差が生じている。この差の解消が今後の課題である。
8	1 子どもの権利に対する理解を広め、深める	⑥ 子ども自身の組織や活動の支援	23	地域活動連絡会への補助金交付	85	補助金の交付により、子どもたちの活動に対する支援が行われた。	多くの子どもたちが満足する事業が提供されている	B	知的障害のある児童・生徒の余暇活動の充実と社会性の向上を目的として、国分寺地域活動連絡協議会へ補助金を交付しているものであり、このことによって知的障害のある児童・生徒余暇活動が充実した。
9	10 市民の共助による子育て・子育て支援を進める	① 地域社会における子どものための活動援助	23	地域活動連絡会への補助金交付	85	補助金の交付により、子どもたちへの活動が積極的に提供された。	地域社会による、子どもたちの活動への援助が行われている	B	知的障害のある児童・生徒の余暇活動の充実と社会性の向上を目的として、国分寺地域活動連絡協議会へ補助金を交付しているものであり、このことによって知的障害のある児童・生徒余暇活動が充実した。

10	1 子どもの権利に対する理解を広め、深める	⑥ 子ども自身の組織や活動の支援	24	総合型地域スポーツクラブの設立	80	準備会の会議、周知イベントを定期的に開催し、平成25年4月1日に地域クラブを設立することとなったが、活動はしていないため	クラブが設立され、市民に広く周知され充実した活動がされている	C	この事業はいつでも誰でもスポーツに親しむことができる。地域住民主導による総合型地域スポーツクラブの設立を支援する事業であり、進捗率としては、平成25年4月1日に設立することが決まったので、80%とした。「目標とする姿に関する評価」に関しては、まだ実際に、設立していないため、このような評価をした。
11	10 市民の共助による子育て・子育て支援を進める	① 地域社会における子どものための活動援助	24	総合型地域スポーツクラブの設立	50	設立はしていないが、周知を兼ねたイベントを定期的に開催しており、子どもの参加者も増えてきている	クラブが設立され、中高生の会員も多く、地域内での交流・活動が図られている。	D	この事業は、いつでも誰でもスポーツに親しむことができる。地域住民主導による総合型地域スポーツクラブの設立を支援する事業であり、進捗率としては平成25年4月1日設立することになったが、まだ設立されていないため50%とした。「目標とする姿に関する評価」に関しては、まだ設立されていないため、このような評価をした。
12	3 子どもが「居場所」と思える地域・子ども施設・学校を増やす	② 子どもの遊び場・公園等の整備	69	プレイステーション事業	75	プレイステーションの活動は充実しており昨年度より来場者数が増えた。施設が、市内に1か所しかないため75%とした。	公園をはじめとする子どもの遊び場が充実している。	C	プレイステーションの活動は充実しており、市外からも行政や、活動に興味がある団体が多く見学に訪れている。課題としては、国分寺市の南端に一か所のみしかなく、利用できる児童・生徒が事実上上限られてしまっていることが挙げられる。
13	7 確かな学力と豊かな心を育む	① 体験学習の充実	69	プレイステーション事業	80	プレイステーションでの事業は充実しており、子どもたちはいろいろな体験ができている。	子どもたちが、様々な体験をすることができる。	B	子どもたちが、主体的に考え遊ぶことができる場として機能している
14	3 子どもが「居場所」と思える地域・子ども施設・学校を増やす	② 子どもの遊び場・公園等の整備	70	プレイリーダー講習会	75	子どもの遊び場の整備には、場所だけでなく、その場に関わる人の育成も必要になってきている。当該事業への参加者も、昨年度に比べて増えたので75%とした。	子どもたちが安心していられる遊び場や公園などの施設が身近にある	C	子どもたちの遊びの世界を理解し、安全に配慮しながら子どもたちの遊びの展開を見守ることができる大人の養成を目的として、この事業を実施した。「プレイリーダー」になるためには、講習会を受講しただけではなく、その後も継続して研鑽する本人の自覚が不可欠であるため、このような評価とした。
15	3 子どもが「居場所」と思える地域・子ども施設・学校を増やす	② 子どもの遊び場・公園等の整備	72	小・中学校の校庭、体育館をスポーツ開放	100	15校全て開放したため	地域の住民等にスポーツを親しむ機会を提供している	B	この事業はスポーツやレクリエーション活動の場として、小中学校の校庭等を開放する事業であり、進捗率としては全ての学校において実施しているため100%とした。「目標とする姿に関する評価」に関しては、全ての学校において開放しているためこのような評価をした。
16	3 子どもが「居場所」と思える地域・子ども施設・学校を増やす	② 子どもの遊び場・公園等の整備	73	青少年地域リーダー養成講習会	65	講習会への参加人数が見込みより少なかったため	子どもたちが安心していられる遊び場や公園などの施設が身近にある	D	地域に係わる子どもたちを育てることを目的とした事業であるが、参加者数が少なかったためこのような評価をした。参加者を増やすためには、この事業の目的のPRや講習会終了後の活動場所を用意することが必要であると考えられる。
17	3 子どもが「居場所」と思える地域・子ども施設・学校を増やす	② 子どもの遊び場・公園等の整備	75	放課後子どもプランの実施	100	市内各小学校で「放課後子どもプラン」が行われている。	子どもが安心して遊べる場が確保されている	B	放課後子どもプランが、市内各公立小学校で実施されている。その事業の実施にあたっては、地域の方々の協力も得ることができている。
18	3 子どもが「居場所」と思える地域・子ども施設・学校を増やす	③ 公共施設等の中高生の利用機会の拡大	78	公民館・学校施設・スポーツセンター等を利用した子どもの居場所づくり	60	事業は行われ、参加した児童からの評価はよかったが、中高生の利用拡大までには至らなかった。	公共施設を多くの中学生が利用している。	D	この事業は学校の校庭や教室等に、安全・安心して活動できる子どもの居場所を設けることを目的とした事業であり、進捗率としては(利用拡大には至っていないので、60%とした。「目標とする姿に関する評価」に関しては、利用し易い環境づくりができていないため、このような評価をした。
19	7 確かな学力と豊かな心を育む	① 体験学習の充実	142	わんぱく学校	95	いろいろな体験の場が提供され、多くの子どもたちが参加した。	いろいろな体験の場が提供されている	B	定員一杯の申し込みがあり、年間を通じてキャンプや多摩川を歩くなど野外活動を始めとしたいろいろな活動を行った。
20	7 確かな学力と豊かな心を育む	① 体験学習の充実	145	夏休み学校キャンプ	100	多くの子どもたちが参加し、各校ごとに特徴ある事業が行われた	学校キャンプを通じた体験学習が充実している	B	市内の全公立小学校で学校キャンプが行われ、多くの小学生が参加した。
21	10 市民の共助による子育て・子育て支援を進める	② 地域の住民が参画した世代間交流の推進	145	夏休み学校キャンプ	95	多くの地域の人々が、いろいろな形で関わった。	世代を超えて多くの市民が事業の実施に協力している。	C	民生委員、地区委員、自治会など各小学校で少しずつ異なるが、地域の方々の協力を得ることができた。学校によっては地域の関わりが薄いと感じられたのでこのように評価した。
22	7 確かな学力と豊かな心を育む	① 体験学習の充実	146	ジュニアサマー野外活動交流会	90	国分寺市の参加者は定員30名のところ51名の応募があったが、佐渡市の参加者が日程の関係で少なかったため、充実した交流が図れなかった。	参加者が定員に達し、佐渡の歴史や文化に触れる機会を持ち、佐渡の小中学生と交流が図られている。	B	この事業は姉妹都市である佐渡市の子どもたちとの交流を図る事業であり、進捗率としては、参加者がほぼ定員に達しているため、90%とした。「目標とする姿に関する評価」に関しては、定員に達していることから、このような評価をした。今後は、定員に達しないこともあるので、募集方法を含め周知の方法を検討する必要がある。

